

常滑市ごみ処理基本計画
(平成 29～38 年度)

平成 29 年 3 月

常 滑 市

ごみを減らして環境を守ろう！

ごみ減量は私たちのためじゃない。
30年、40年後に生まれてくる人たちに、
私たちが暮らすこの快適な環境を引き継ぐため。
新しく生まれてくる人たちに笑われるより、感謝されたい。
今、私たち1人1人ができること
それは、ごみを減らすこと

常滑市民は、ごみ有料化を始めとしたごみ減量プロジェクトにいち早く取り組み、ごみ減量に成功してきました。

1人当たりのごみ量は、667gから535gへ
たった5年で、大きく変わりました。

この先進的な取り組みは、「常滑モデル」として、今も全国自治体のお手本になっています。

これは、多くの市民の日頃の心がけと行動が、実を結んだ結果です。

この結果を維持し、さらに前に進むために、今、もう一度、思い出してください。

リフューズ。不要なもの、もらっていませんか？
リデュース。買い過ぎてはいませんか？
リユース。使えるもの、繰り返し使っていますか？
リサイクル。資源になるもの、捨てていませんか？

そして、もうひとつ。
あなたの身のまわりの人も、気をつけてくれていますか？

これからは、4Rにプラスもうひとつ。

常滑市は、引き続きごみ減量に取り組めます。新しく生まれてくる人たちのために。

目次

第 1 章 総論.....	1
第 1 節 計画の目的	1
第 2 節 計画の期間	1
第 3 節 計画の位置付け	1
第 4 節 計画の範囲	2
第 5 節 上位計画	3
第 2 章 ごみ処理の現状と課題	4
第 1 節 市の概要	4
第 2 節 ごみ処理行政の沿革	7
第 3 節 分別区分と排出量	10
第 4 節 ごみ処理体制	15
第 5 節 ごみ処理状況の評価と課題	22
第 3 章 基本方針	32
第 1 節 基本理念	32
第 2 節 基本方針	33
第 3 節 ごみ処理の目標	34
第 4 章 基本理念の実現に向けた基本施策	36
第 1 節 施策の体系	36
第 2 節 ごみ処理の施策	37
第 5 章 将来のごみ処理体制	40
第 1 節 将来のごみ処理方法	40
第 2 節 その他ごみの処理に関し必要な事項	45
第 3 節 進行管理計画	46
資料編	48

第 1 章 総論

第 1 節 計画の目的

大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会が問題視され、「循環型社会」の実現が求められる中、本市では「4 R」*の推進を掲げ、ごみ有料化を始めとした先進的な減量プロジェクトにいち早く取組んできました。その結果、市民の排出するごみは大きく削減しています。今後も更なる資源循環の推進を目指し、「4 R」の取組みの維持と発展に努めます。

このように、近年本市のごみ処理に関する状況は大きく変わっており、今後の長期的なごみ処理に関する方向性を示すものとして、新たに「ごみ処理基本計画」を策定しました。

4 R（よんあーる）とは、

次の4つの行動を①～④の優先順位で実行します。

- ①「断る」：ごみになる包装などを「断る」ことで家庭に持ち込まない（Refuse）
- ②「減らす」：必要な分だけ買うなどごみになるものを「減らす」（Reduce）
- ③「繰り返し使う」：不要になったものを修理する等「繰り返し使う」（Reuse）
- ④「資源として再利用する」：分別して「資源として再利用する」（Recycle）

第 2 節 計画の期間

計画期間は、平成 29 年度を初年度とし、平成 38 年度を目標年度とします。なお、毎年計画の進捗状況を調査・評価するとともに、概ね 5 年ごともしくは計画の前提となる諸条件に大きな変動があった場合に計画自体の見直しを行います。

第 3 節 計画の位置付け

本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第 6 条第 1 項の規定に基づき、自治体が総合的、長期的視点に立って、計画的な廃棄物処理の推進を図るための基本方針となるもので、廃棄物の排出抑制及び発生から最終処分に至るまでの、適正な処理を進めるために必要な基本的事項を定めるものです。

計画策定にあたっては、「ごみ処理基本計画策定指針」（平成 28 年 9 月 15 日付環廃対第 1609152 号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長通知）に基づくものとします。

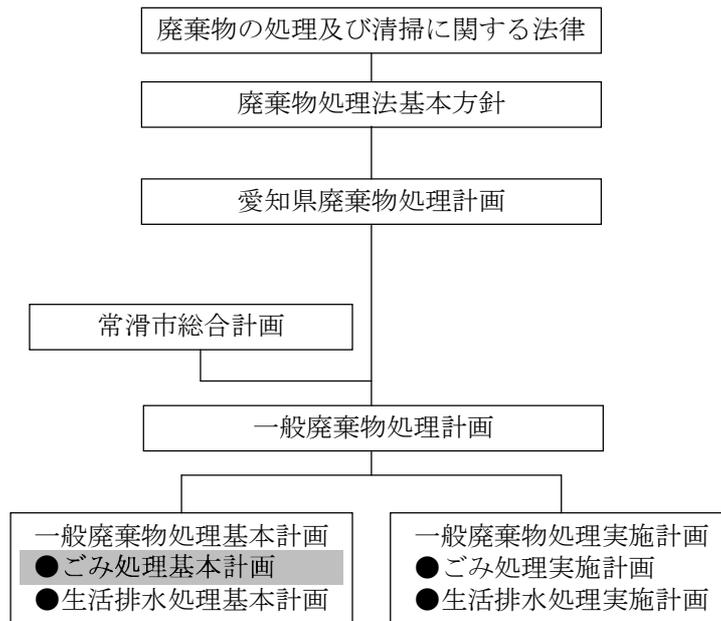
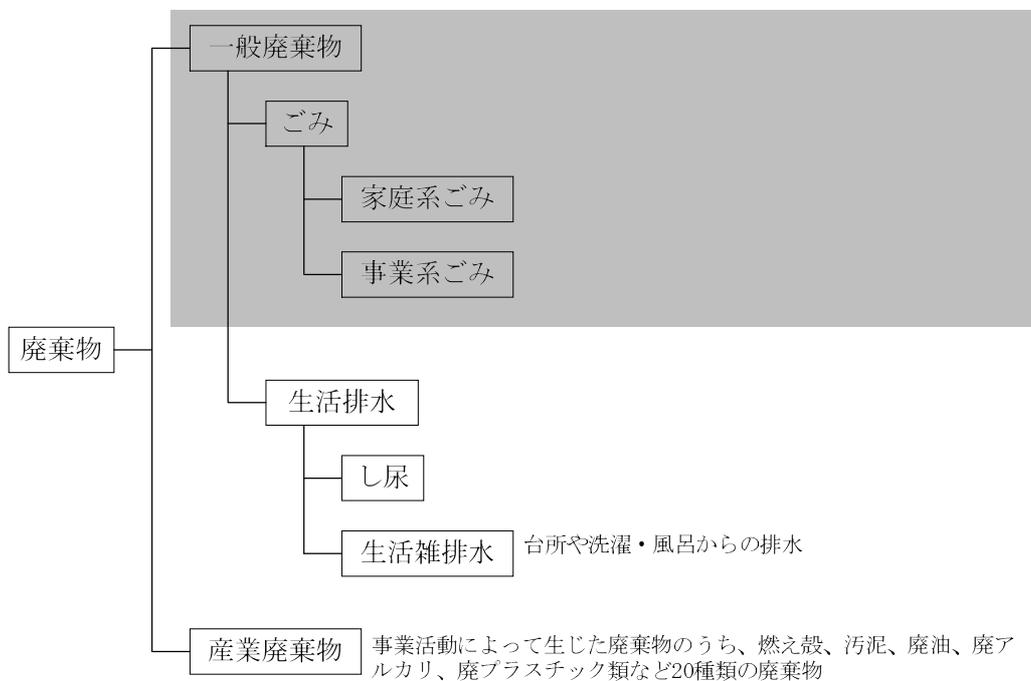


図 1-1 一般廃棄物処理計画の構成と基本計画の位置付け

第 4 節 計画の範囲

本計画の対象区域は、本市の行政区域内全域とします。

また、計画の範囲は、市で発生する一般廃棄物の分別排出から収集・運搬、中間処理、最終処分までとし、対象となる廃棄物は、一般廃棄物のうち、「ごみ」とします。



注) 網掛け部分が、本計画の範囲

図 1-2 対象となる廃棄物

第 5 節 上位計画

5-1 総合計画

計画書名	第 5 次常滑市総合計画				
計画の期間	平成 28 年度 ～ 平成 36 年度				
将来都市像	“感動を 次代につなぎ 世界に開くまち ところなめ” ～焼き物・海・空を生かして～				
基本理念	<ul style="list-style-type: none"> ・“元気” あふれるまちづくり ・ともに“創る”まちづくり ・将来に“つなぐ”まちづくり 				
将来人口	2020 年(平成 32 年) : 59,101 人、2025 年(平成 37 年) : 59,916 人、 2030 年(平成 42 年) : 60,202 人、2035 年(平成 47 年) : 60,306 人				
施策の大綱	<ol style="list-style-type: none"> 1. 人を育み、誰もが生き生きと暮らすまちづくり 2. 安心・安全で環境にやさしいまちづくり 3. 快適で住みやすいまちづくり 4. 活力とにぎわいのあるまちづくり 5. ともに創るまちづくり 				
ごみ関係	<p>Ⅱ-2 環境保全・衛生</p> <p>(1) ごみ減量化の推進</p> <p>【基本方針】</p> <p>限りある資源を有効活用して環境への負荷を軽減するため、市民の協力を得ながら、ごみの減量化及び資源化に取り組めます。</p> <p>【主要施策】</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td> <p>① 市民の協力を得ながら、更なるごみの減量化・資源化を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生ごみ減容機器設置報奨金の交付 ・家庭系ごみの有料化 ・ごみ処理基本計画の改定 </td> </tr> <tr> <td> <p>② 監視の実施や投棄物の早期回収などのより、不法投棄対策を進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不法投棄対策の実施(監視員による巡回、看板設置等) </td> </tr> <tr> <td> <p>③ 広域ごみ焼却施設の整備を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広域ごみ焼却施設の整備(知多南部広域環境組合分担金の支出) </td> </tr> <tr> <td> <p>④ リサイクル活動による資源化を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資源回収ステーションの運営委託【拡充】 </td> </tr> </table>	<p>① 市民の協力を得ながら、更なるごみの減量化・資源化を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生ごみ減容機器設置報奨金の交付 ・家庭系ごみの有料化 ・ごみ処理基本計画の改定 	<p>② 監視の実施や投棄物の早期回収などのより、不法投棄対策を進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不法投棄対策の実施(監視員による巡回、看板設置等) 	<p>③ 広域ごみ焼却施設の整備を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広域ごみ焼却施設の整備(知多南部広域環境組合分担金の支出) 	<p>④ リサイクル活動による資源化を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資源回収ステーションの運営委託【拡充】
<p>① 市民の協力を得ながら、更なるごみの減量化・資源化を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生ごみ減容機器設置報奨金の交付 ・家庭系ごみの有料化 ・ごみ処理基本計画の改定 					
<p>② 監視の実施や投棄物の早期回収などのより、不法投棄対策を進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不法投棄対策の実施(監視員による巡回、看板設置等) 					
<p>③ 広域ごみ焼却施設の整備を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広域ごみ焼却施設の整備(知多南部広域環境組合分担金の支出) 					
<p>④ リサイクル活動による資源化を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資源回収ステーションの運営委託【拡充】 					

第 2 章 ごみ処理の現状と課題

第 2 章では、本計画の基礎データとなる本市の概要、ごみ量及び処理体制等について整理するとともに、データを基に現在のごみ処理状況を評価し、課題を抽出します。

第 1 節 市の概要

本市の概要として、本市の位置、人口、産業などの状況を示します。

1-1 位置

本市は、愛知県知多半島の西海岸に位置し、市域は東西約 6.0km、南北は約 15.0km の南北に細長い街で、総面積は 55.89km² となっています。北に知多市、東に阿久比町、半田市、武豊町、南に美浜町に隣接しています。



図 2-1 位置図

(出典：常滑市のホームページ)

1-2 人口動態・分布

(1) 人口及び世帯数

過去10年間の人口は増加傾向を示しており、平成27年度には58,355人となっています。

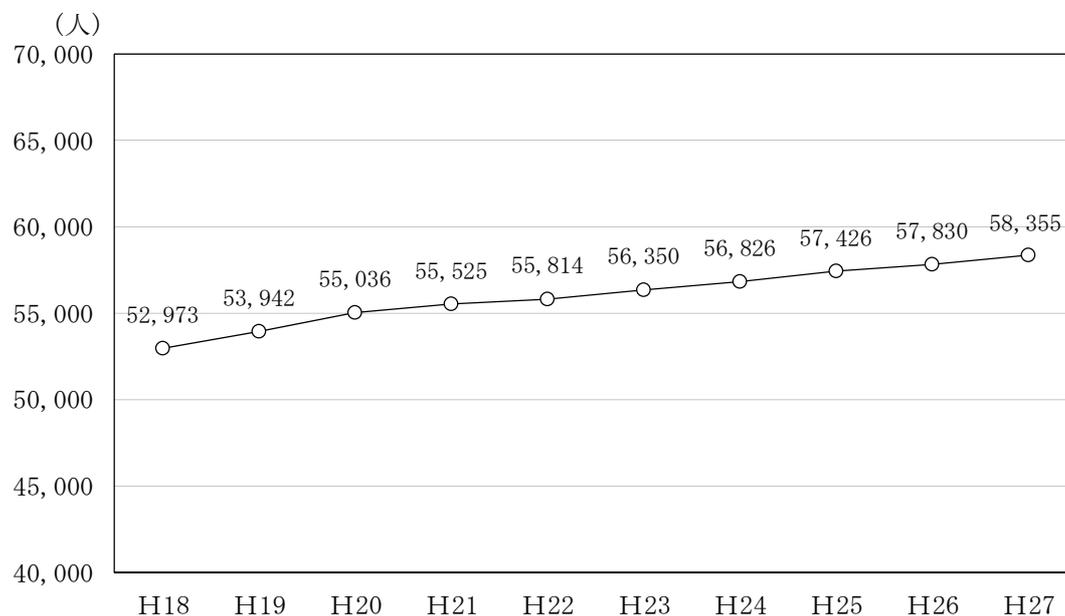


図 2-2 人口の推移

(2) 年齢別人口

年齢別人口を見ると、平成22年度から平成27年度にかけて年少人口（0～14歳）、生産人口（15～64歳）、老年人口（65歳以上）ともに増加しています。老年人口は全体の25.1%と全国値（23.0%：H22）と比べても高い状況にあり、少子高齢化が進んでいます。

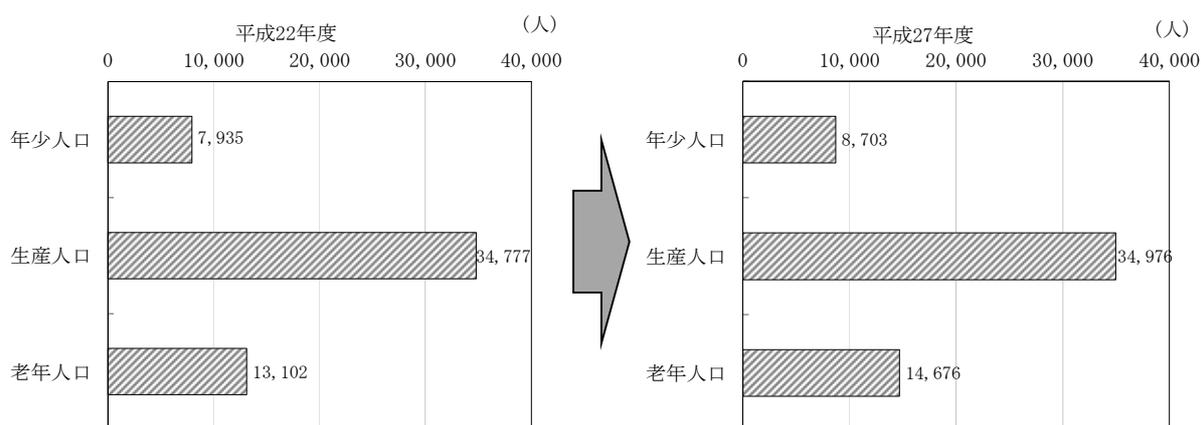


図 2-3 年齢別人口の推移

1-3 産業の動向

本市の事業所数は、卸売・小売業が 24.1%と最も多く、次いで製造業が 14.5%、宿泊業・飲食サービス業 11.1%となっています。また、従業者数については、製造業が 21.7%と最も多く、次いで卸売・小売業が 15.3%、運輸業が 14.8%となっています。

表 2-1 事業所数及び従業者数

	平成24年		平成26年	
	事業所数	従業者数 (人)	事業所数	従業者数 (人)
総 数	2,399	25,539	2,526	30,464

資料：2016とこなめの統計

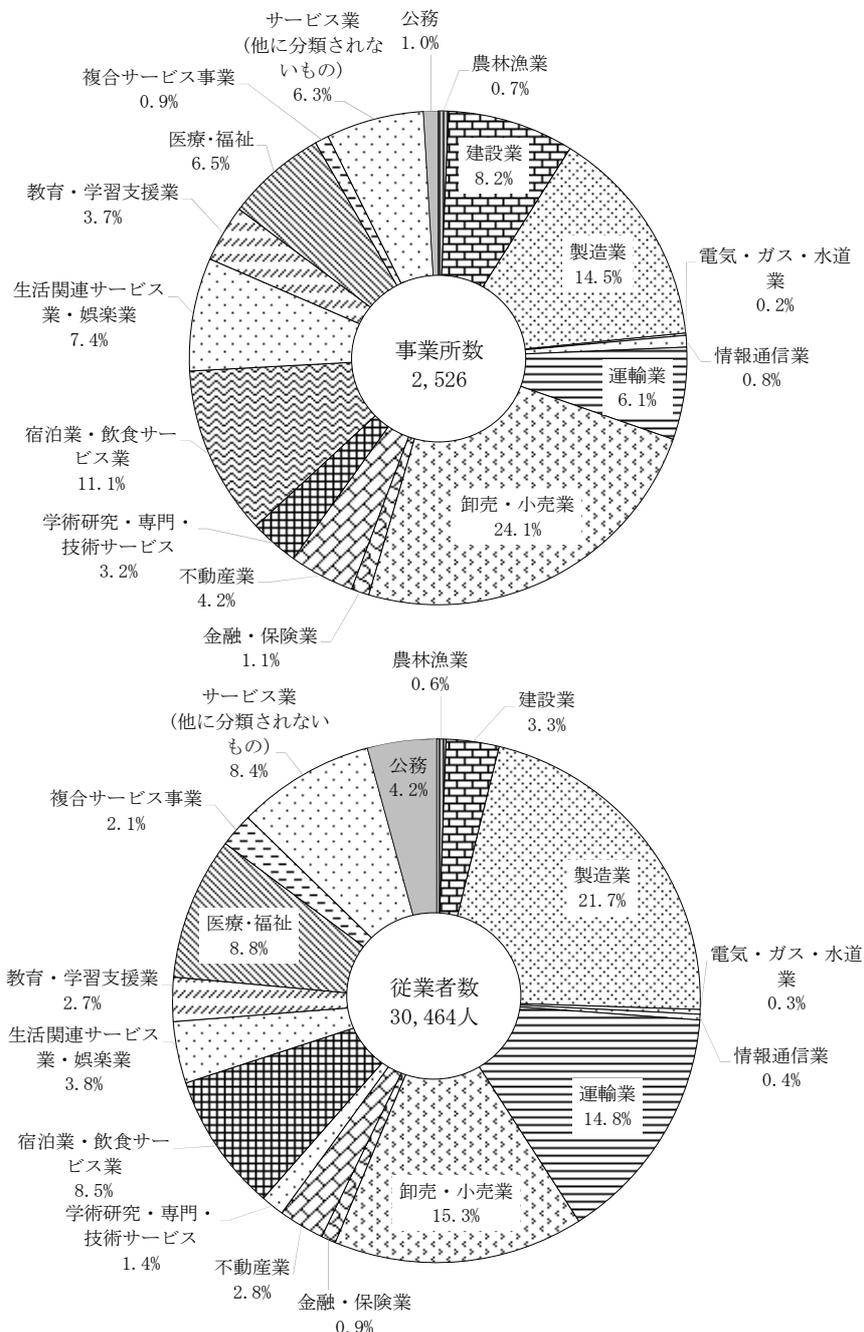


図 2-4 事業所数及び従業者数比率[平成 26 年]

第 2 節 ごみ処理行政の沿革

常滑武豊衛生組合発足後のごみ処理行政の沿革は、表 2-2 に示すのとおりです。

表 2-2(1) ごみ処理行政の沿革 (1/3)

	内 容			
	収集運搬	中間処理	最終処分	その他
昭和 37 年度				[9 月]常滑武豊衛生組合発足
昭和 38 年度		[6 月]ごみ処理場竣工(自然通風式及び強制通風式固定バッチ炉 30 t / 8 H × 1 基)		
昭和 43 年度		[11 月]ごみ処理場増設工事竣工(5 t / 8 H × 2 基)		
昭和 48 年度		[3 月]ごみ処理場竣工(全連続燃焼式機械炉 75 t / 24H × 2 基)		
昭和 49 年度		[10 月]ごみ処理場(30 t / 8 H × 1 基)撤去完了		
昭和 50 年度		[3 月]ごみ処理場(5 t / 8 H × 2 基)撤去完了		
昭和 53 年度	[12 月]ごみ収集用紙袋の斡旋事業を常滑市農協に委託			
昭和 59 年度			[4 月]一般廃棄物最終処分場(樽水蓮ヶ池池内)供用開始(埋立容量 70,000m ³ 埋立期間 5 年)	
昭和 63 年度		[3 月]粗大ごみ処理施設竣工(回転式横型破碎機)		
平成元年度		[2 月]ごみ処理施設竣工(全連続燃焼式機械炉 75 t / 24H × 2 基)		
平成 2 年度			[3 月]常滑市一般廃棄物最終処分場(樽水奥平地内)竣工	[4 月]ごみ処理場施設名称をクリーンセンター常武とする。
平成 4 年度		[4 月]可燃性粗大ごみ切断機稼動(切断式破碎機・ウイング刃付)		

表 2-2(2) ごみ処理行政の沿革 (2/3)

	内 容			
	収集運搬	中間処理	最終処分	その他
平成 5 年度	[11月]ごみの分別収集大野地区でスタート			
平成 6 年度	[8月]資源物ストックヤード(舗装工事)竣工			[4月]ごみ処理手数料の徴収施行(事業系一般廃棄物 60 円/10kg)
平成 7 年度	[3月]資源物ストックヤード(上屋・休憩室)竣工			
平成 8 年度				[1月]アルミスチール容器、無色茶色その他容器の保管施設として厚生省の指定を受ける(クリーンセンターストックヤード)
平成 10 年度	[10月]ごみの分別収集市内全地区で実施			
平成 11 年度	[10月]ペットボトル専用ストックヤード竣工 [11月]ペットボトルの分別収集市内全地区でスタート	[3月]クリーンセンター常武ダイオキシン類抑制恒久削減対策整備事業として高度排ガス処理施設及び灰固形化施設竣工		
平成 12 年度	[10月]指定ごみ袋制(もえるごみ)市内全地区でスタート			
平成 14 年度				[4月]常滑武豊衛生組合手数料条例の改正(事業系一般廃棄物 100 円/10kg)
平成 17 年度	[2月]プラスチック製容器包装、紙製容器包装の分別収集を市内全地区でスタート			[11月]常滑市公共施設養子縁組制度(アダプト・プログラム)スタート
平成 20 年度				[2月]市内 12 店舗でレジ袋有料化スタート
平成 22 年度				[4月]知多南部広域環境組合発足 [3月]常滑市ごみ減量化推進市民会議発足

表 2-2(3) ごみ処理行政の沿革 (3/3)

	内 容			
	収集運搬	中間処理	最終処分	その他
平成 23 年度	[12月]資源回収ステーション開設(常滑市新開町2丁目地内)			[7月]常滑武豊衛生組合手数料条例の改正(事業系一般廃棄物 130円/10kg) [3月]常滑市ごみ減量化推進計画 2012 策定
平成 24 年度				[10月]家庭系ごみ有料化スタート
平成 25 年度	[5月]資源回収ステーションで小型家電の回収を開始 [9月]資源回収ステーションで家庭用パソコンの回収を開始			
平成 26 年度	[12月]資源回収ステーション移設(常滑市新開町6丁目地内)、回収品目の追加			[4月]特小サイズ(10リットル)の指定ごみ袋の販売開始
平成 27 年度	[7月]7月から12月までの期間で、刈草・剪定枝の分別収集を市内全地区でスタート			[10月]家庭系一般廃棄物収集運搬許可業の開始

第3節 分別区分と排出量

本市の分別区分、ごみ排出量について示します。

3-1 分別区分

分別区分は、表2-3に示すとおりとなっています。なお、刈草・剪定枝の分別収集を7月～12月に実施しています。

また、古紙、布類、アルミ缶、スチール缶、紙パック、金属類は集団回収でも回収されています。

表2-3 ごみの分別区分（平成28年4月現在）

分別区分	ごみの内容（例）	
もえるごみ	生ごみ・貝がら、刈草・木くず、プラスチック製品、資源にならない紙類、革製品・ゴム製品、紙おむつ、ぬいぐるみ、座布団、ペット用のトイレ砂	
もえないごみ	スプレー缶、プラスチックと金属の複合品、電池、小型家電、缶類（飲料缶を除く）、金属類、ライター 〔コード・針金類〕針金、ハンガー（金属製）、コード 〔陶器・ガラス類〕コップ・ガラス類、食器、陶器類、電球、油のびん、薬品のびん（中身が液体、ゲル状のもの）	
資源物	アルミ缶	アルミ缶（飲料缶のみ）
	スチール缶	スチール缶（飲料缶のみ）
	茶色びん	茶色びん
	無色透明びん	無色透明びん
	その他びん	その他びん
	生きびん	生きびん
	新聞	新聞、折込みチラシ
	雑誌	雑誌、本、雑がみ
	ダンボール	ダンボール
	紙パック	紙パック（内側が白色のもの）
	布類	衣類、毛布
	ペットボトル	ペットボトル
	プラスチック製容器包装	カップ・パック・トレイ類、ボトル類、ふた・キャップ類、ラップ・フィルム類、袋・ネット類、発泡スチロール
	紙製容器包装	紙製容器包装
	刈草・剪定枝 〔7月～12月〕	刈草・剪定枝
	粗大	〔家具類〕 〔家電類〕（家電リサイクル法対象物は除く） 〔寝具・布団〕 〔スポーツ用品・楽器〕 〔その他〕 自転車、ベビーカー、畳

3-2 ごみ排出量

(1) ごみ総量

本市で家庭、事業者から排出されるごみ及び資源物の総排出量は、図 2-5 に示すとおりです。

家庭系、事業系をあわせた総排出量は、平成 25 年度に減少傾向を示していましたが、平成 26 年度以降は増加傾向を示しています。家庭系ごみは平成 24 年度のごみ袋有料化に伴い大きく減少し、事業系ごみは、大型商業施設の建設などに伴い平成 23 年度を境に増加傾向を示しています。

また、1 人 1 日当たりごみ排出量は減少傾向を示していましたが、平成 26 年度以降増加傾向を示しています。全国値と比べると、毎年 100 g 以上上回っています。

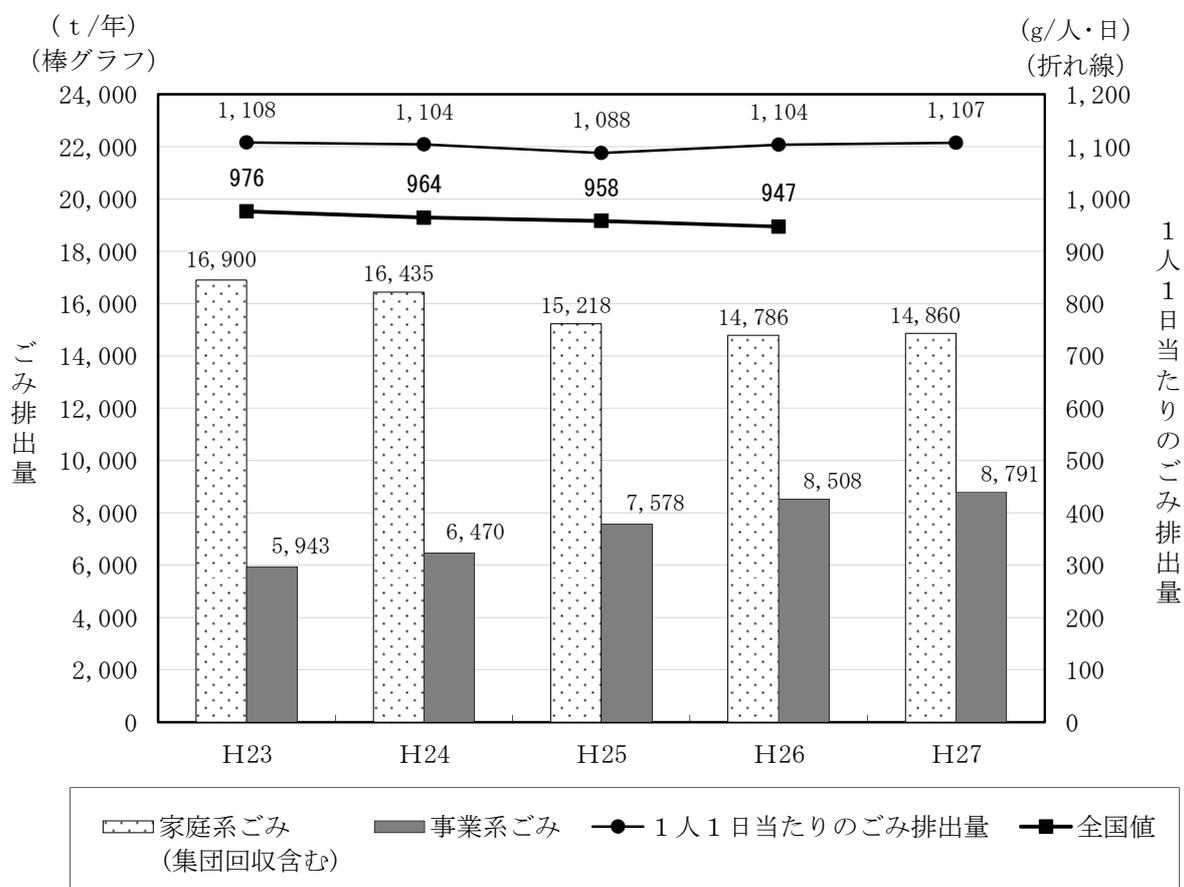


図 2-5 ごみ排出量の推移

(2) 家庭系ごみ

1人1日当たりの家庭系ごみ排出量は、図2-6に示すとおりです。本市は「常滑市ごみ減量化推進計画2012」を策定しており、4Rの推進による循環型社会の形成を進め、ごみ量は減少傾向を示しています。特に、平成24年度から平成25年度の減少率が大きくなっています。これは、平成24年10月にごみの有料化を実施したためです。

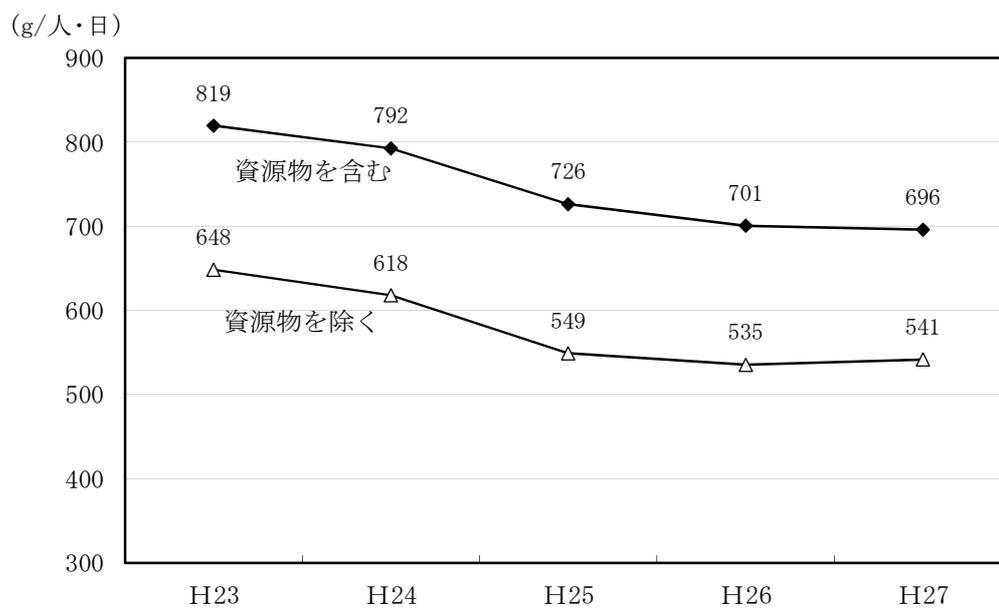


図2-6 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量の推移

3-3 ごみ組成

家庭系ごみの組成分析を平成 28 年 1 月に実施しており、その結果は図 2-7 に示すとおりです。雑誌・本・雑がみ、プラスチック製容器包装などの資源化可能なものは約 20%を占めています。

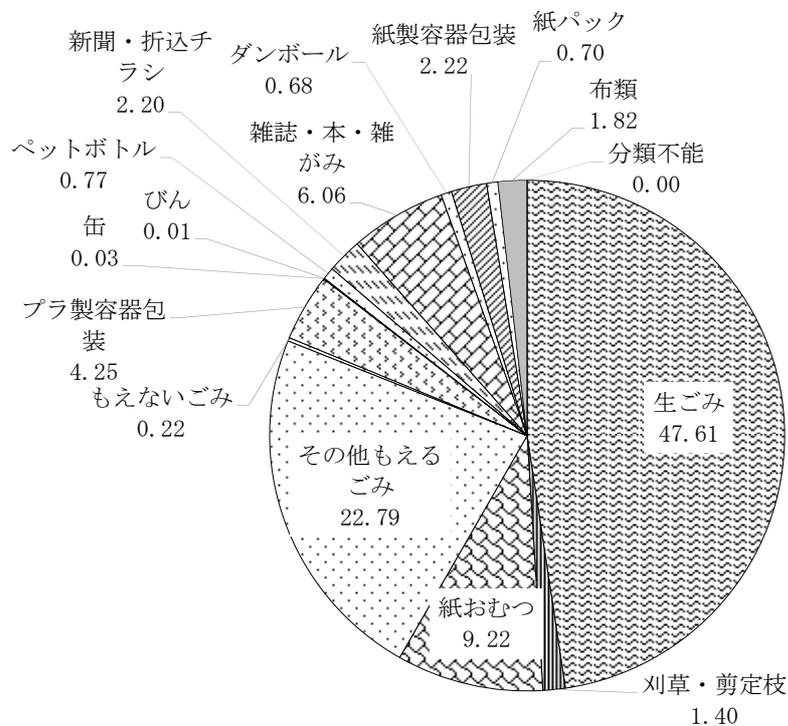


図 2-7 家庭系ごみ組成分析結果[平成 28 年] 単位：%

・3-4 ごみの減量・資源化施策

本市が実施しているごみの排出抑制・資源化等の取組みは、表 2-4 に示すとおりです。

表 2-4 ごみの減量・資源化施策

取組み	内 容
啓発活動の実施	市の広報紙、ホームページ、ごみ出しパンフレット「家庭系ごみと資源物の出し方」などを通じ、家庭でできるごみの減量、リサイクル正しい分別等の情報を提供し、更なるごみの減量や資源化の意識の向上を図っています。
資源ごみ回収団体報償金制度 (平成 4 年度)	ごみの減量と資源の有効利用並びに市民のごみに対する認識を深めるため、子供会等概ね 20 人以上の資源ごみ回収団体に対し、1 kg につき 4 円の報奨金を交付しています。
生ごみ減容機器設置報償金制度 (平成 5 年度)	ごみ減量化対策の一環として、家庭から出る生ごみの自家処理を促進するため市内在住の方が、市内の販売店で生ごみの減容機器の購入をした場合に報償金を交付しています。
アスパの無料配布 (平成 6 年度)	生ごみの減量化に役立てるため、生ごみから悪臭を取り除き有機肥料に変える「アスパ」を無料配布しています。
不要品登録制度 (平成 7 年 9 月)	家庭から不要となった物品のリユースを進めるため、市役所と青海公民館、とこなめ市民交流センター、南陵公民館に「不要品情報コーナー」を設置し、市民からの「ゆずります・求めます」の情報を掲示しています。
レジ袋削減取組店の募集 (平成 19 年 11 月)	レジ袋の削減に積極的に取組む小売店を「レジ袋削減取組店」として登録し、その利用を通じて、市民に支持される環境にやさしい店づくりを広め、市民、事業者及び行政が協働して、ごみ排出量の削減を図ります。
レジ袋有料化実施店の募集 (平成 21 年 2 月)	ごみの減量による地球温暖化の防止、循環型社会の構築を図るため、市民・事業者・行政の協働で、マイバッグ等の持参促進及びレジ袋有料化によるレジ袋削減の取組みを進めています。
資源回収ステーションでの資源回収 (平成 23 年 12 月)	地区で月 2 回行っている分別収集に、もえないごみ・資源物を出すことができない市民に、資源回収ステーションを開設しています。平成 25 年 5 月から回収品目に使用済小型家電を、9 月からパソコンを追加しました。さらに平成 26 年 12 月から開設日を拡大し、プラスチック製容器包装、金属製粗大、食用油、鉱物油、バッテリーも回収品目に追加しました。
環境教育の実施 (平成 24 年度)	小学 4 年生を対象に、授業でごみの減量化・資源化の学習を実施しています。
家庭系ごみ有料化 (平成 24 年 10 月)	市民が集積場に出す際に使用する指定ごみ袋の代金に、手数料を上乗せする方法で家庭系ごみの有料化を実施しています。
「リユース広場とこなめ」の開催 (平成 27 年度)	不要になった「ベビー用品」・「子ども用品」を提供してもらい、必要とする人に譲ることで物の寿命を最大限に生かし、家庭系ごみの排出抑制を図っています。
刈草・剪定枝の分別収集 (平成 27 年 7 月)	家庭系ごみをできるだけ減らし資源化を図るため、7 月から 12 月まで(月 1 回)、自宅敷地内から出る刈草・剪定枝の分別収集を実施しています。収集した刈草・剪定枝は堆肥化・チップ化し、リサイクルされます。
「キエーロ」での生ごみの減量 (平成 28 年 1 月)	「キエーロ」とは、土の中の微生物により、生ごみが分解されてなくなる処理容器です。使用者の負担が少なく、使いやすい生ごみ減容機器であるため、多くの方への普及を図っています。

注) ()内は、開始年月を示す。

4-2 収集運搬体制

収集方式

家庭系ごみの収集対象地域は市全域であり、定められた分別区分と排出方法に則り家庭から排出された一般廃棄物を収集対象としています。

表 2-5 家庭系ごみの収集方式等

区分	もえるごみ	もえないごみ	資源物		粗大ごみ
			プラスチック製 容器包装	プラスチック製 容器包装以外	
収集形態	委託	委託	委託	委託	市による収集は行わずクリーンセンター常武及び資源回収ステーションへの直接持込み、又は許可業者による有料収集
収集頻度	週2回	月2回	週1回	月2回	随時
収集方式	ステーション	ステーション	ステーション	ステーション	
収集容器	指定ごみ袋	はだか排出	中身が見えるビニール袋かプラマークが付いている袋	缶、びん、ペットボトルははだか排出 紙、布類はひもで十文字にしぼる(ただし紙製容器包装は紙マークの付いた紙袋入れる)	—————

4-3 中間処理体制

(1) 中間処理施設の概要

本市の中間処理はクリーンセンター常武にて処理を行っています。焼却施設は稼動後 26 年、粗大ごみ処理施設は 27 年が経過しています。

平成 34 年度に 2 市 3 町(半田市、常滑市、南知多町、美浜町、武豊町)での広域処理を行う施設整備を計画しています。

表 2-6 中間処理施設の概要

名 称	クリーンセンター常武			
所 在 地	知多郡武豊町字壺町田 27 番地			
敷地面積	約 21,360m ²			
処理施設	焼却施設	粗大ごみ処理施設	ストックヤード	ストックヤード (ペットボトル専用)
建物面積	約 15,510m ²	約 3,260m ²	約 1,250m ²	約 1,340m ²
処理能力	150 t / 24 h (75 t / 24 h × 2 基)	30 t / 5 h	8.0 t / 5 h	1.5 t / 5 h
処理方法	全連続燃焼式焼却炉 (ストーカ式)	横型回転破碎機	空き缶プレス機	ペットボトル圧縮梱包機
竣 工	平成 2 年 3 月	平成元年 4 月	平成 7 年 7 月	平成 7 年 11 月



写真 3-1 クリーンセンター常武全景

(2) 中間処理施設の処理状況

①処理量

クリーンセンター常武への搬入量は、図2-9及び図2-10に示すとおりです。ごみ処理施設(焼却施設)、粗大ごみ処理施設の搬入量ともに平成25年度まで減少傾向を示し、それ以降は増加傾向を示しています。

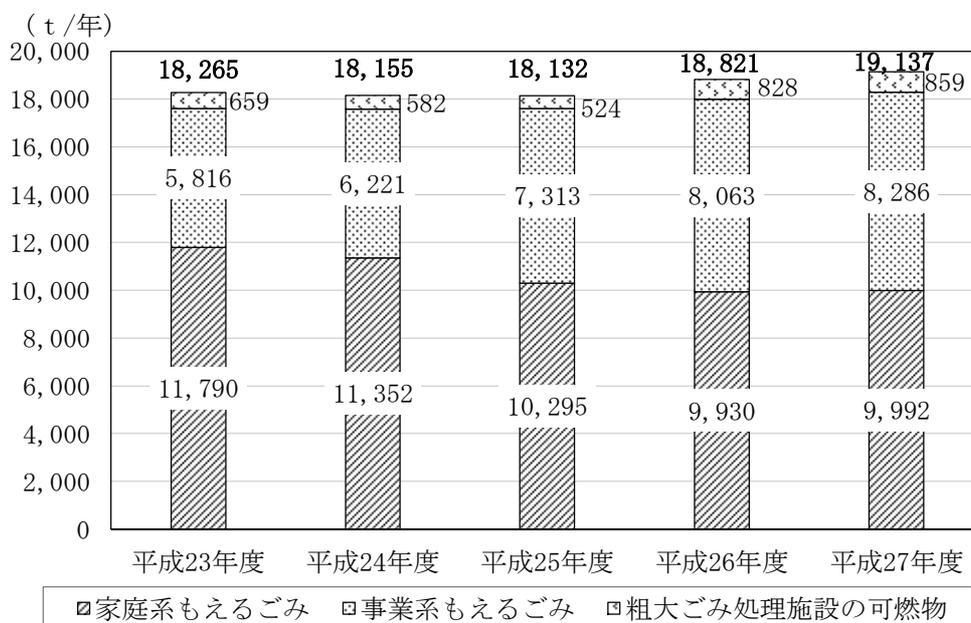


図2-9 ごみ処理施設(焼却施設)搬入量の推移

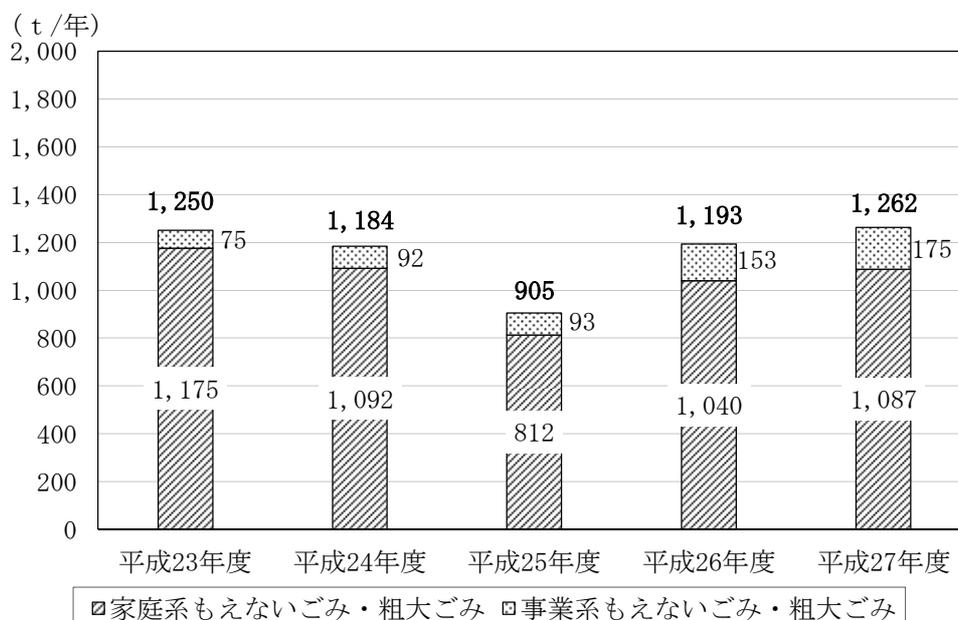


図2-10 粗大ごみ処理施設搬入量の推移

②中間処理施設のごみの性状

a. もえるごみ

もえるごみのごみ組成(乾ベース*)は、図 2-11 に示とおりです。紙・布類が約半分を占め、合成樹脂・ゴム類及び木・竹・わら類が約 2 割を占めています。

※乾ベース…水分を含まない状態

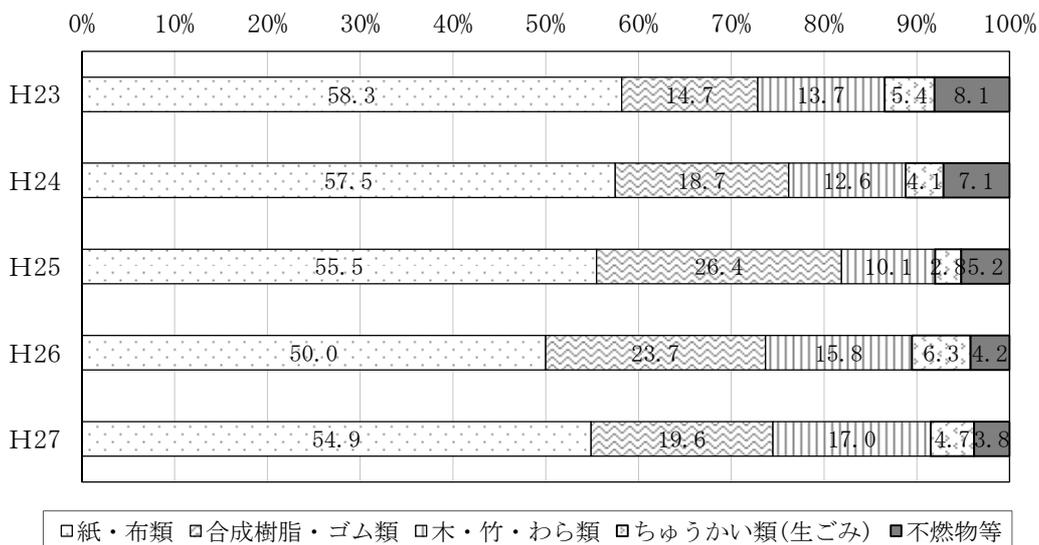


図 2-11 もえるごみのごみ組成

b. 粗大・もえないごみ(破碎処理後)

破碎処理後のごみ組成は、図 2-12 に示すとおりです。平成 25 年 5 月に資源回収ステーションで小型家電の回収を開始し、同年 9 月に家庭用パソコンの回収を開始しており、鉄分、不燃物が減少傾向を示し、可燃物が増加傾向を示しています。

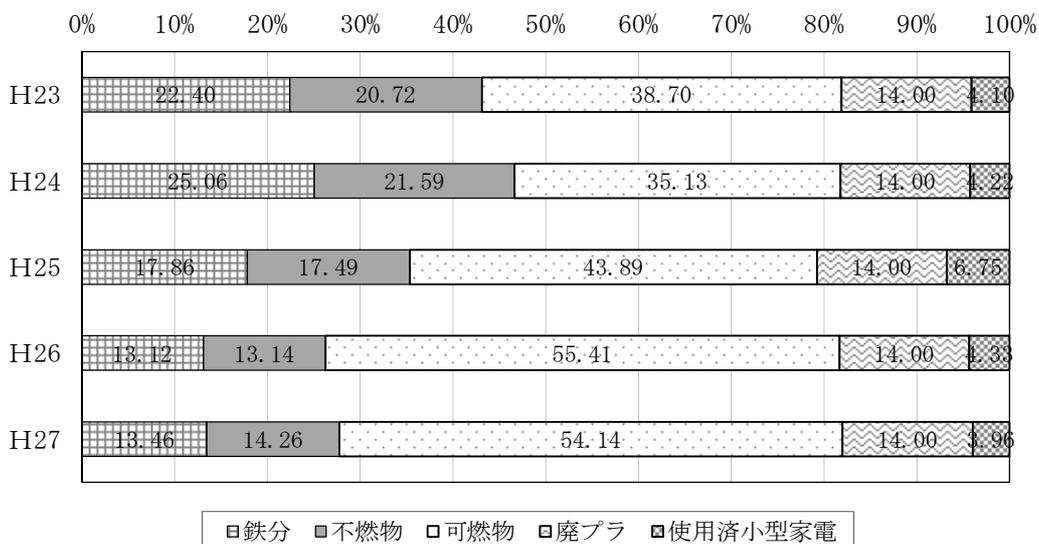


図 2-12 破碎処理後のごみ組成

4-4 最終処分体制

(1) 最終処分場の概要

本市の最終処分場の概要は、表 2-7 に示すとおりであり、埋立対象物は、埋立ごみ、粗大ごみ処理施設からの破碎残渣の一部です。

表 2-7 最終処分場の概要

名 称	常滑市一般廃棄物最終処分場
所 在 地	常滑市樽水字奥平地内
敷地面積	25,500m ²
埋立面積	18,000m ²
全体容量	95,500m ³
残余容量	35,285m ³ (平成 26 年度末)
埋立開始	平成 3 年 4 月

参考) 平成 26 年度の埋立容量(覆土含む) : 462m³

(2) 最終処分状況

最終処分量(総量)は、平成 26 年度まで減少傾向を示し、平成 27 年度に増加しています。

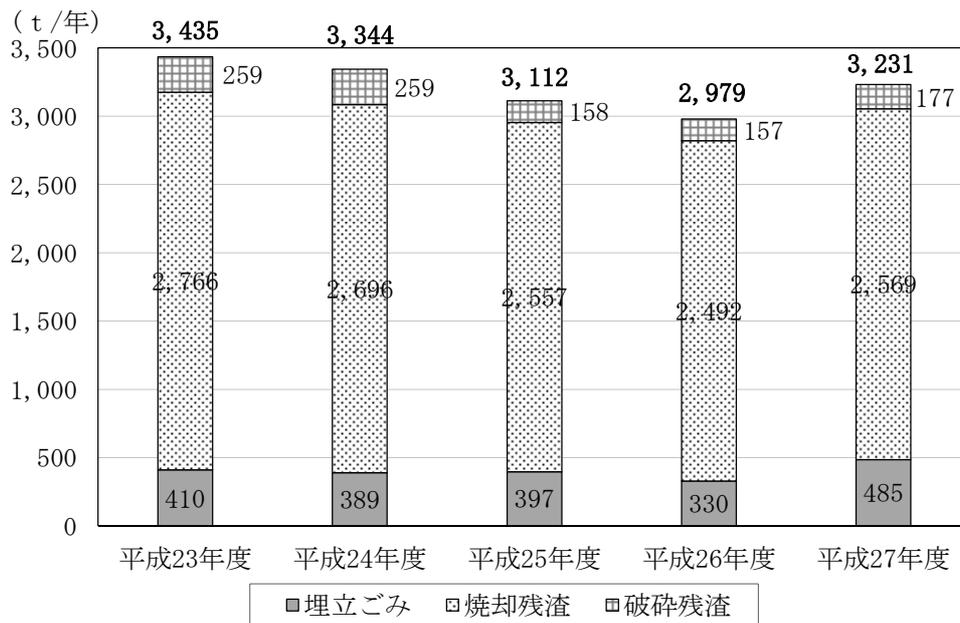


図 2-13 最終処分量の推移

表 2-8 最終処分場の推移

(単位: t/年)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
埋立ごみ	410	389	397	330	485
焼却残渣	2,766	2,696	2,557	2,492	2,569
愛知臨海環境整備センター	2,631	2,409	2,250	2,273	2,347
民間施設	135	287	307	219	222
破碎残渣	259	259	158	157	177
市施設	23	35	25	20	42
民間施設	236	224	133	137	135
計	3,435	3,344	3,112	2,979	3,231

4-5 ごみ処理経費

本市の一般会計決算額の総額は、平成27年度で20,634,382千円であり、そのうちごみ処理費は804,004千円（3.9%）となっています。

平成27年度の1人当たりのごみ処理費用は13,778円となっています。前年度までと比べ高くなっていますが、ごみ処理委託先であるクリーンセンター常武及び最終処分場で工事費が発生したことや、刈草・剪定枝の処理に関する費用が新たに発生したことによる影響が出ているため、従来からのごみ処理費用は大きく変動していません。

表 2-9 ごみ処理費用の推移

(単位：千円)

	H23	H24	H25	H26	H27
収集運搬費	139,182	158,899	159,942	167,262	168,732
中間処理費	53,711	27,046	28,139	31,389	46,056
最終処分費	13,661	13,483	13,138	18,630	24,839
組合分担金	464,981	468,182	540,475	507,592	564,377
計	671,535	667,610	741,694	724,873	804,004
1人当たりの処理経費	11,917	11,748	12,916	12,535	13,778

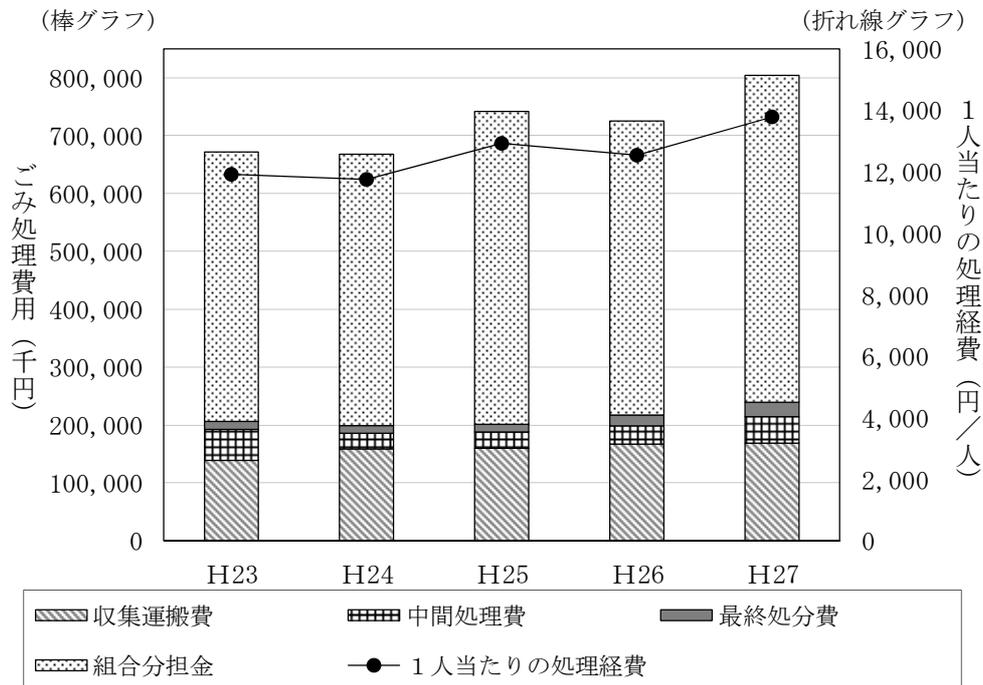


図 2-14 ごみ処理費用の推移

第 5 節 ごみ処理状況の評価と課題

本市のごみ処理に関する評価と課題を以下に示します。

5-1 ごみ処理状況の評価

(1) 計画目標の達成状況

① 「ごみ処理基本計画」(平成 14 年 3 月策定)の目標達成状況

「ごみ処理基本計画」(平成 14 年 3 月策定)の数値目標は、以下に示すとおりです。

平成 12 年度の 1 人 1 日当たりの排出量 801 g (事業系ごみ、資源物除く) に比べ 9.0%の削減を目標とします。

1 人 1 日当たりの排出量 (事業系ごみ、資源物除く) $801 \text{ g} \times 91\% \div 729 \text{ g}$

[評価] 目標では 1 人 1 日当たりの排出量について事業系ごみ、資源物を除く値としており、これは資源物を除く家庭系ごみ 1 人 1 日当たりの排出量と同義となります。家庭系 1 人 1 日当たりの排出量(資源物除く)の推移は、表 2-10 に示すとおりです。減少傾向を示しており、平成 27 年度では 541 g/人・日 となっています。これは 平成 28 年度の目標値を達成 しています。

リサイクル率を平成 12 年度の 16.4%から、21.3%に引き上げることを目標とします。

リサイクル率＝

(資源物回収量＋処理後資源化量) ÷ 総排出量 (事業系ごみ・資源物含む)

[評価] リサイクル率の推移は、表 2-10 に示すとおりです。目標値である 16.4% に対し、平成 27 年度では 14.8% となっており、目標達成に至っていません。

ここでのリサイクル率とは、事業系ごみも含む総排出量に対する資源化量の割合となります。

近年は大型商業施設の建設に伴い事業系ごみ量が増加しており、また、民間の資源回収(スーパー店頭での回収など)への排出機会が増加しています。これに伴い分母となる総排出量が増加し、分子となる資源回収量が低下したためリサイクル率が低下したと考えられます。

一方で 事業系ごみを除いた家庭系ごみだけの排出量に対するリサイクル率は、平成 27 年度で 22.2% となっており、資源分別意識が低いものではありません。

表 2-10 ごみ排出量及びリサイクル率

		平成12 〔基準値〕	H23	H24	H25	H26	H27	H28 〔目標値〕
家庭系1人1日排出量 (資源物除く)	g/人・日	801	648	618	549	535	541	729
リサイクル率	%	16.4 (17.2)	16.8 (20.9)	17.2 (21.9)	17.4 (24.4)	16.0 (23.6)	14.8 (22.2)	21.3 (22.0)

リサイクル率の () 内は家庭系ごみのみのリサイクル率

埋立割合を平成12年度の21.7%から20.8%に減量させることを目標とします。

〔評価〕 目標の埋立割合は、埋立量をごみの発生量（資源物除く）で除した値としてしています。埋立割合の推移を、表2-11に示します。

目標となる **20.8%** に対し、平成27年度時点で **13.5%** となっており、目標を達成していません。

表 2-11 埋立割合

		平成12 〔基準値〕	H23	H24	H25	H26	H27	H28 〔目標値〕
埋立処分量	t/年	4,195	3,025	2,955	2,715	2,649	2,746	—
埋立割合	%	21.7	15.7	15.3	14.2	13.4	13.5	20.8

以上の結果より、現ごみ処理基本計画目標については、ごみ排出量の削減により、ごみ量、埋立割合の目標は達成していますが、リサイクル率については目標達成に至っていません。

これはリサイクル率が事業系ごみも含んだ総排出量に対する割合であることから、大型商業施設の建設等に伴い事業系ごみ量が多くなっていることが要因の一つとなります。また、排出抑制により資源物自体も削減していること、民間の資源回収など行政以外への資源物排出の選択肢が増えてきたことなどの影響が考えられます。

前述のとおり、事業系ごみを除いた家庭系ごみだけの排出量に対するリサイクル率は、20%以上になっていますので資源分別が進んでいないとは考えがたく、今後のリサイクル率の目標のあり方は検討が必要です。

②「常滑市ごみ減量化推進計画 2012」の目標達成状況

本市では「常滑市ごみ減量化推進計画 2012」を策定し、4 R の推進による循環型社会の形成を進めてきました。その結果、市民 1 人 1 人のご協力の下、1 人当たりのごみ量は、667 g（平成 21 年度）から最小値として 535 g（平成 26 年度）まで削減することが出来ました。

一方で、当初目標として掲げていた 530 g の達成には至っておらず、また、近年は減少から横ばいの傾向に転じている状況があります。

今後は 4 R の取組みに対する市民 1 人 1 人の意識を維持していくとともに、まだごみへの関心の低い方々も巻き込んで、全市民が高い意識とごみへの認識をもった常滑市を目指し、より一層の取組みを進めることが必要と考えます。

(g/人・日)

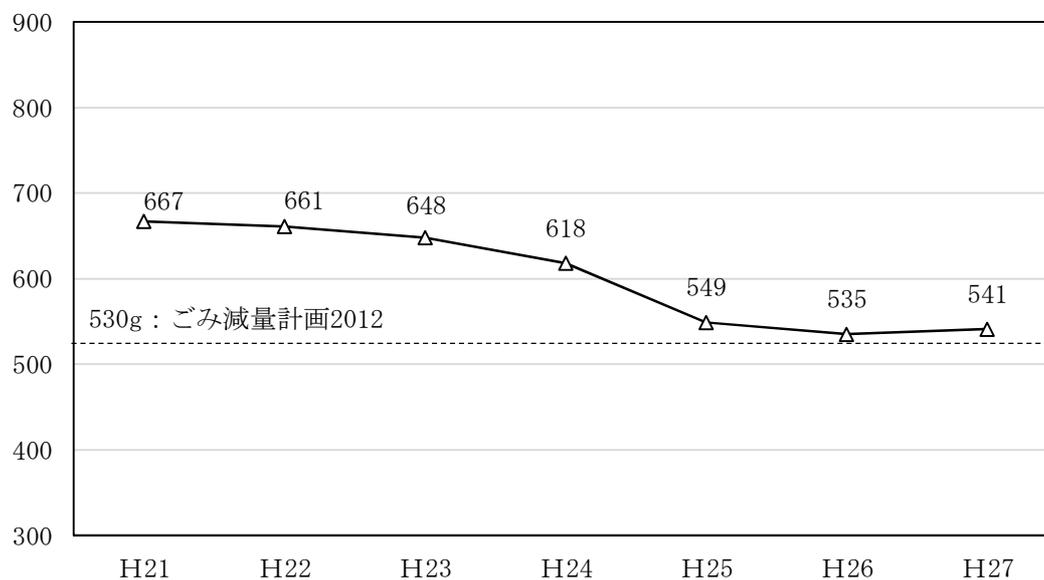


図 2-15 1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量(資源物除く)

(2) 全国類似都市等との比較

実態調査より、「1人1日当たりのごみ総排出量」、「資源回収率」、「最終処分される割合」、「1人当たりの年間処理経費」、「最終処分減量に要する費用※」について類似都市平均と本市の数値の比較を行った。数値の比較は、「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」(平成19年6月 環境省)に示された評価方法に基づき、平均値を100として指数化した。平均より優れた項目は100を超え、平均より劣る項目は100未満の数値で表示される。

本市は、「1人1日当たりのごみ総排出量」は類似都市平均より劣っていますが、「1人当たりの年間処理経費」及び「最終処分減量に要する費用」については優れている結果となっています。

※最終処分減量に要する費用：最終処分までに処分量を減量するための処理に要した費用（収集運搬、中間処理、資源化に要した費用）

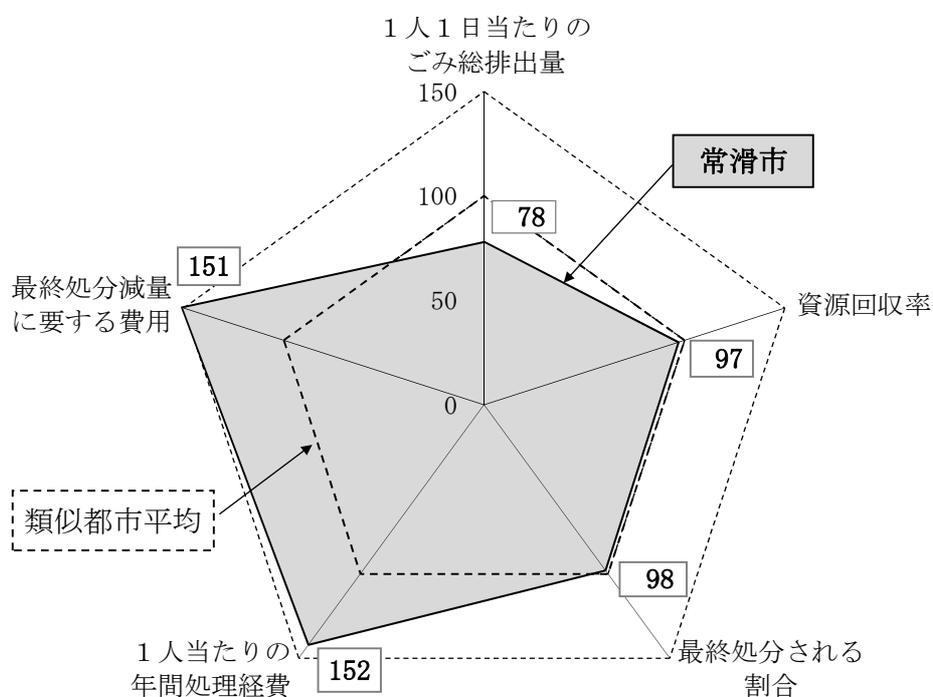
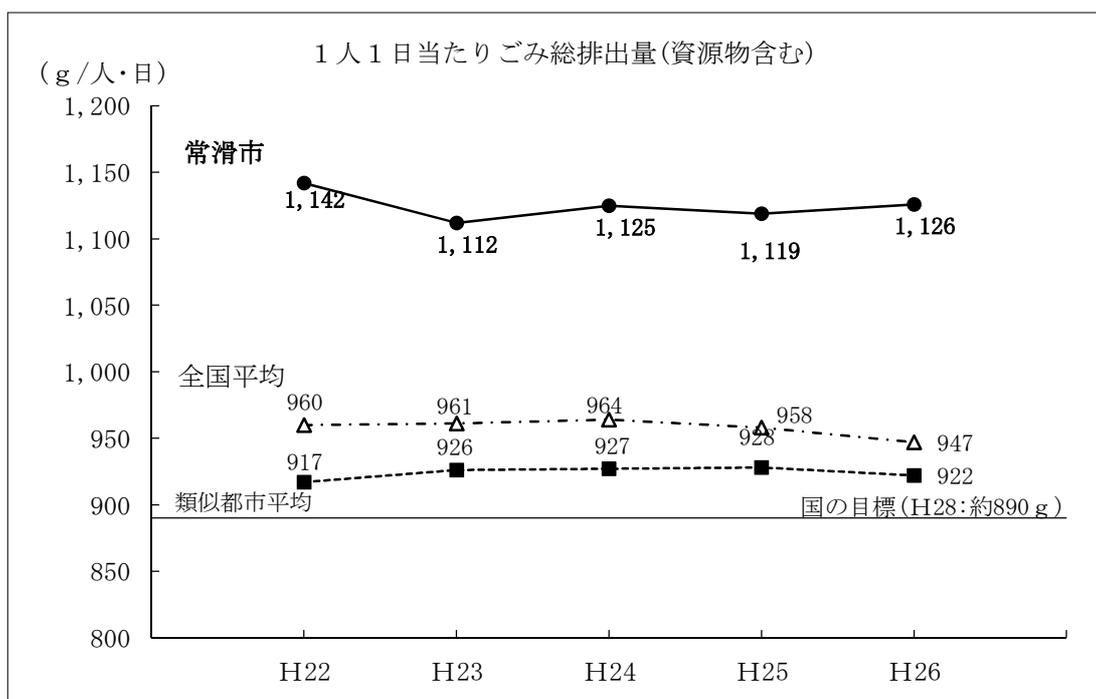


図 2-16 類似都市とのごみ処理状況の比較

① 1人1日当たりのごみ総排出量(資源物含む)

本市の1人1日当たりのごみ総排出量(資源物含む)は、若干の増減はありますが、横ばいの傾向となっており、また、全国平均、類似都市平均を上回る結果となっています(図2-17参照)。

これは、後述しますが、他都市に比べ中部国際空港立地により事業系ごみ量が多く、人口規模に対し事業活動が盛んな地域であることが要因と考えられます。

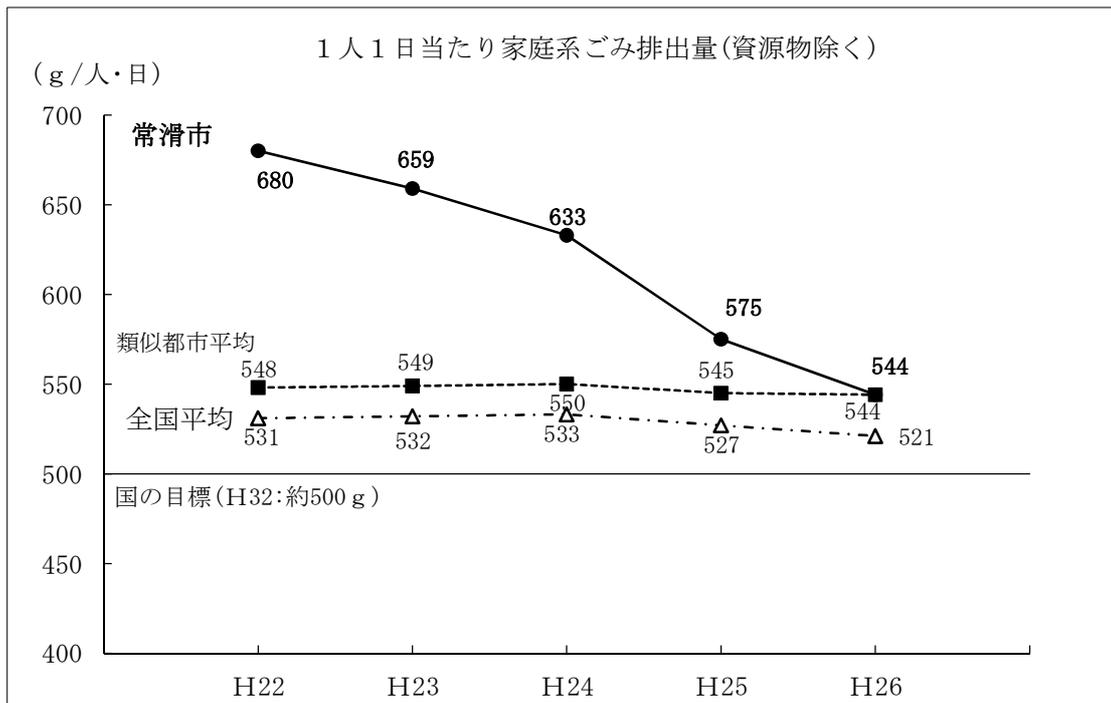


※出典：一般廃棄物処理実態調査数値/環境省

図2-17 1人1日当たりのごみ総排出量(資源物含む)

② 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量(資源物除く)

本市の1人1日当たりの家庭系ごみ排出量(資源物除く)は、減少傾向を示しています。特に平成24年度以降、ごみ袋の有料化に伴い大きく減少し、平成26年度時点では、全国平均よりは上回っているものの、類似都市平均と同じ値まで減少しています(図2-18参照)。



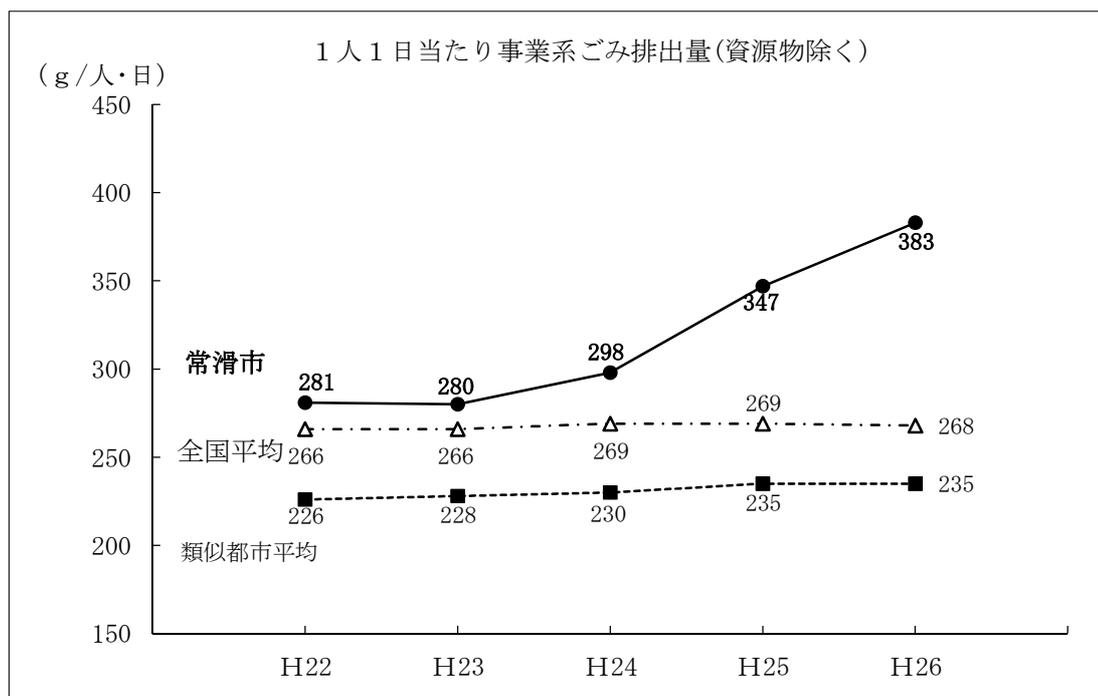
※出典：一般廃棄物処理実態調査数値/環境省

図 2-18 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量(資源物除く)

③ 1人1日当たりの事業系ごみ排出量(資源物除く)

本市では中部国際空港の開港に伴い、事業活動が活発化したことから、人口規模に対し1人1日当たりの事業系ごみ排出量が多いという特色があります。

特に近年は大型商業施設の建設等、経済活動の活発化により、排出量が増加し、全国平均、類似都市平均を上回る推移となっています(図 2-19 参照)。



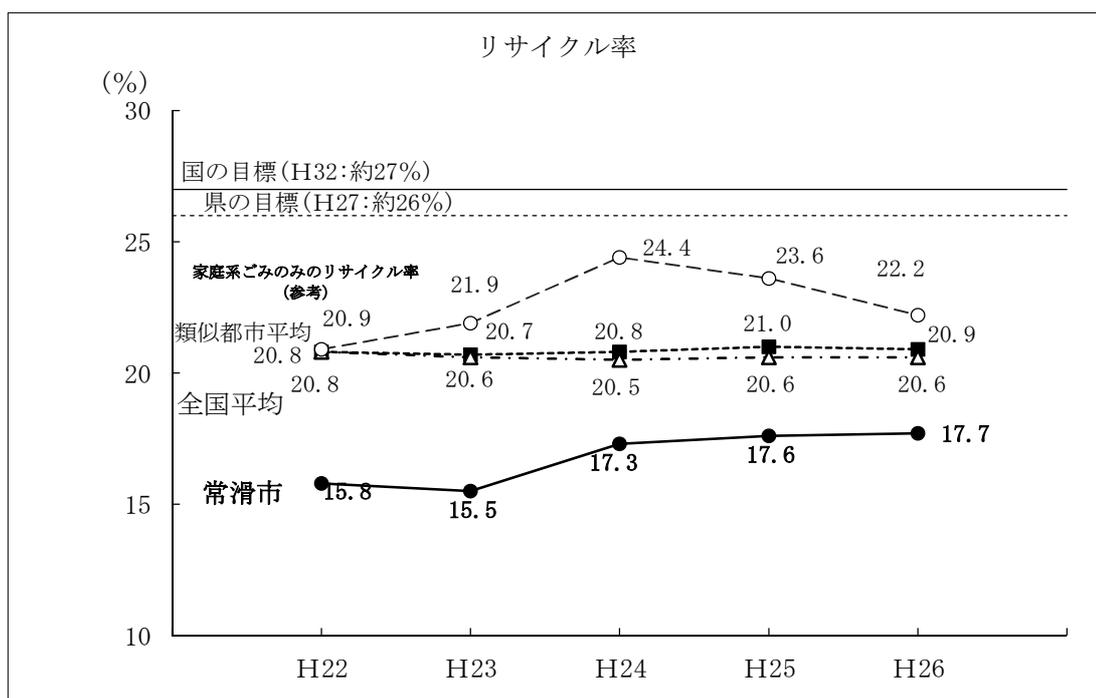
※出典：一般廃棄物処理実態調査数値/環境省

図 2-19 1人1日当たりの事業系ごみ排出量(資源物除く)

④リサイクル率

本市のリサイクル率は、平成24年度にごみ袋の有料化に伴い大きく増加し、以降は微増しています。全国平均、類似都市平均と比べると下回っていますが、これは、民間の資源回収や市外への排出機会の増加が大きな要因と考えられます。また大型商業施設の建設に伴い事業系ごみ量が他都市に比べ多くなっていることも要因として考えられます（図2-20参照）。

参考として家庭系ごみのみで見た場合の資源物の割合を図中に示しています。事業者の資源化の取組みは把握できていませんが、市民の資源分別は20%以上で推移しています。今後は事業者の取組みの把握も必要となります。



※出典：一般廃棄物処理実態調査数値/環境省

図2-20 リサイクル率

家庭系ごみは減少しているものの、事業系ごみが代わって増加しており、ごみ排出量全体で見ると、他都市に比べて多くなっています。今後ごみの排出抑制をさらに推進していく必要がありますが、空港立地等地域性に伴い事業活動が活発化しているという要因もあるため、そうした地域性に配慮した目標設定が必要です。

(3) アンケート調査結果

〔調査概要〕

平成 28 年 8 月にごみに関するアンケート調査を実施しました。アンケートの配布数 1,000 件、回収数 452 件（回収率は約 45%）でした。

〔調査結果〕

特に、行政の取組みについての認知度が低くなっています。さらなる周知の拡大が必要です。

表 2-12 アンケート調査結果

質問内容		主な回答内容	回答率	回答傾向
4 R の取組み事項 (Refuse)		マイバッグを持参してレジ袋をもらわない	89.8%	断る (Refuse) 行動について、マイバックの取組みは回答が 9 割近くと高くなっている。
		包装紙などの過剰な包装を断る	34.3%	
		その他	2.0%	
4 R の取組み事項 (Reduce)		詰め替え商品を利用し、使い捨て製品を使わない	66.6%	減らす (Reduce) 行動について、詰め替え商品の使用は回答が一番多く、次いで不要なものを買わないように気をつける、食事の際作りすぎない、食べ残しをしないよう気をつける
		不要なものを買わないよう買い物の際気をつける	51.1%	
		食事の際作りすぎない、食べ残しをしないよう気をつける	48.5%	
		生ごみを水切りや堆肥化等を行って減らす	30.8%	
		その他	0.9%	
4 R の取組み事項 (Reuse)		壊れたものを修理して使う	53.1%	繰り返し使う (Reuse) 行動について、壊れたものを修理して使う取組みが回答が一番多く、次いで不要なものを譲るとなっている。
		不要になったものを必要な人に譲る	37.6%	
		フリーマーケットやリサイクルショップを利用する	19.2%	
		その他	3.1%	
4 R の取組み事項 (Recycle)		資源物を分別し市の収集（資源物集積場、資源回収ステーション）に出す	83.8%	再利用する (Recycle) 活動について、資源物を分別し市の収集に出すとの回答が 8 割以上と高く、次いで、PTA や子供会の資源ごみ回収となっている。
		PTA や子供会等の資源ごみ回収に出す	50.7%	
		スーパーマーケットの店頭回収など、民間事業者が行う資源回収に出す	38.9%	
		再生品（例：トイレットペーパー、コピー用紙）を積極的に利用する	26.3%	
		その他	0.7%	
市の取組みの認知度	生ごみ減容機器設置の推奨	利用していない	58.8%	市の取組みに関して、どの項目でも知らない及び利用していないとの回答が多く見られた。利用していないと知らないの合計では、有料戸別収集業者の紹介が 9 割と一番多く、次いで不要品情報コーナーの設置、生ごみ減容機器設置の推奨となっている。
		知らない	22.8%	
		利用している	12.6%	
	資源回収ステーションの設置	利用していない	40.7%	
		利用している	36.3%	
		知らない	19.7%	
	不要品情報コーナーの設置	利用していない	54.9%	
		知らない	33.0%	
		利用している	4.4%	
	家庭ごみ有料戸別収集業者の紹介	知らない	68.4%	
		利用していない	23.5%	
		利用している	1.3%	
	刈草・剪定枝の分別収集	利用していない	41.2%	
		知らない	37.8%	
利用している		13.1%		
資源物回収報奨金の交付	知っている	50.7%		
	知らない	42.7%		
「ごみの分別早見表」について		「ごみの分別早見表」を見て分別できている	78.3%	「ごみの分別早見表」について、早見表を見ながら分別できているとの回答が 8 割近くとなっている。
		「ごみの分別早見表」で分かりにくいものがある	8.4%	
		「ごみの分別早見表」を知らない	3.8%	
		その他	3.3%	
資源回収ステーションでの粗大ごみ回収について		金属製、木製粗大ごみを出せることを知らなかった	53.1%	資源回収ステーションでの粗大ごみ回収について、金属製、木製粗大ごみを出せることを知らなかったとの回答が 5 割以上見られた。
		金属製、木製粗大ごみを出せることを知っていた	25.4%	
		金属製、木製どちらかの粗大ごみが出せることを知っていた	13.3%	
有料化後のごみ袋のサイズについて		変わらない	43.8%	有料化後のごみ袋サイズについて、変わらない、小さくなったとの回答が多くを占めている。
		小さくなった	42.7%	
		大きくなった	6.0%	
不法投棄対策について		監視カメラの設置	51.3%	不法投棄対策について、監視カメラの設置を望む回答が 5 割程度あり、その他の項目も 3 割近くの回答が見られた。
		監視員の巡回強化	38.1%	
		警察との連携強化	37.6%	
		通報制度の周知徹底	35.4%	
		その他	7.3%	

5-2 ごみ処理の課題

現状及び評価の結果に基づき、現状におけるごみ処理の課題を以下に示します。

家庭系ごみ

課題

- ①アンケートでは、新たに始めた取組みについて知らないとする人も多く、周知が進んでいない状況が見られるため、ごみ処理の状況や市の取組みについて、情報提供、周知徹底を強化する必要があります。情報共有のために市民と行政の意見交換の機会を創出することが必要です。
- ②4Rの考え方は広まってきていますが、情報の理解度には、まだ個人個人で差があり、より広く周知する必要があります。特に情報が伝わっていない人（若年層、単身者、町内会未加入者、外国人等）について特定し、対象にあった周知方法について検討が必要です。
- ③家庭系ごみ量はこれまでの取組みで大きく減少しましたが、近年は横ばい傾向にあり、ごみの中に紙類など分別可能なものもまだ多く含まれています。ごみの中に含まれる資源物の分別徹底を更に推進する必要があります。
- ④ごみの中で生ごみの占める割合は多くなっています。食品ロスの削減や生ごみ減容器等による自家処理などを継続して、生ごみの減量に努める必要があります。
- ⑤高齢化が進んでおり、今後ごみ排出が困難な人が増える可能性が高くなっています。排出支援等の高齢化に対する対策を検討する必要があります。

事業系ごみ

課題

- ①事業系ごみは、事業所の増加等経済活動の活発化に伴い増加しています。今後も、新たな事業所の立地が見込まれ、それに伴う事業系ごみの増加が想定されますが、事業者においても4Rを推進し、ごみ減量を進めていく必要があります。
- ②事業者の減量、資源化等の取組み状況は、把握できていない状況にあるため、事業者と行政の間で情報交換に努め、より良い取組みを全市的に拡大していくなど、事業者と行政が協力して減量、資源化を進める必要があります。
- ③特に中小の事業所でごみ減量の取組みが進むよう、情報提供に努めると共に、商工会等を通じた情報拡散など、行政と事業者間での情報ネットワークの構築が必要です。
- ④販売店回収など事業者の独自の取組みについて、行政としても協力体制を構築し、より良いあり方を検討する必要があります。

ごみ処理施設

課題

- ①半田市、南知多町、美浜町、武豊町と構成する知多南部広域環境組合において、広域的なごみ処理の実施を計画しており、平成 34 年から新たに整備される広域ごみ処理施設でのごみ処理が開始されます。広域でのごみ処理に向けて、建設、運営に関する情報の把握、情報公開に努めると共に、新たなごみ処理体制に向け、必要に応じて、現在の市の体制の見直しを検討します。体制変更については、事前に市民に周知徹底を図る必要があります。
- ②新たな体制で行うごみ処理においても、環境負荷低減に努め、効率的な処理を実施する必要があります。

第 3 章 基本方針

第 3 章では、本市のごみ処理における課題解決に向けた計画の基本理念を示します。

第 1 節 基本理念

本計画の基本理念は次のとおりとします。

次代につなぐ ごみ減量先進都市

社会的に環境意識が高まる中、本市では、リフューズ・リデュース・リユース・リサイクルの 4 R を市民に啓発し、ごみ有料化を始めとしたごみ減量プロジェクトに取り組んできました。その結果、多くの市民の日頃の心がけと行動により、ごみ減量は大きく進んでいます。

この結果を維持し、発展させていくことが、常滑市の環境をより良いものにするにつながりまます。それは、自分達だけでなく、新しく生まれてくる次世代の人達に快適な環境を引き継ぐために必要な行動と考えます。

ごみの減量は市民、事業者 1 人 1 人の行動によって実現します。すべての方が率先して取り組んでいる現状ではありますが、今の取り組みのもう一歩先を目指した行動や、自らだけでなく、まわりにもその輪を広げていく行動で、より一層の先進的なごみ減量を進めていくことが必要と考えます。市ではそのために、市民、事業者、行政をつなぐ役割を実現し、全員でつくる新たな「ごみ減量先進都市」を目指します。

本市は空から世界につながる日本の玄関口の一つです。単にごみを減らすというだけではなく、世界に誇れる姿として、この環境をより良い形で次の世代に引き継いでいくという視点を持って取り組みを推進します。

第 2 節 基本方針

基本理念に基づいて、次の 2 点を基本方針としてごみ処理基本計画を推進します。

基本方針
4 R * の推進
環境にやさしい適正処理の継続

基本方針 1 : 4 R の推進

ごみ減量については、これまでに循環型社会の形成を目指し、「常滑市ごみ減量化推進計画 2012」を策定して、4 R の推進による循環型社会の形成を進めてきました。

4 R の考え方が市民に広がりつつあるため、これを維持し、更なる拡大を図ります。

基本方針 2 : 環境にやさしい適正処理の継続

ごみの減量に取り組むことが第一ですが、その上でどうしても処理する必要があるものは、資源化可能なものは資源化し、それ以外のものは、環境への影響を最小限に抑えた、適正な処理を実施します。

【* 4 R (よんあーる) とは】

次の 4 つの行動について英語表記の頭文字となる 4 つの R を取って「4 R」と呼び、循環型社会を形成するために実施する行動を示します。

4 R には優先順位があり、①～④の優先順に実行します。

- ①「断る」：ごみになる包装などを「断る」ことで家庭に持ち込まない (Refuse)
- ②「減らす」：必要な分だけ買うなどごみになるものを「減らす」 (Reduce)
- ③「繰り返し使う」：不要になったものを修理する等「繰り返し使う」 (Reuse)
- ④「資源として再利用する」：分別して「資源として再利用する」 (Recycle)

第 3 節 ごみ処理の目標

今後、基本理念の下、ごみ処理を進める上で達成すべき目標を以下のとおり定めます。

計画期間は平成 38 年度までですが、中間年度となる平成 33 年度に目標を設け、進捗管理に努めます。

ごみを取り巻く環境は、めまぐるしく変化していることから、それ以降の減量目標については、5 年後の目標達成状況等を踏まえつつ見直しを図りながら、更なる減量を進めるものとします。

3-1 家庭系ごみの減量目標

1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量（資源物を除く）は、平成 21 年度の 667 g から、平成 27 年度現在で 541 g まで削減していますが、近年は横ばい傾向にあります。

今後、更なるごみ減量先進都市を目指し、ごみの減量に努めることとし、5 年後の目標として 500 g を目指します。

平成 33 年度までに 500 g（資源物を除く）を目指します。

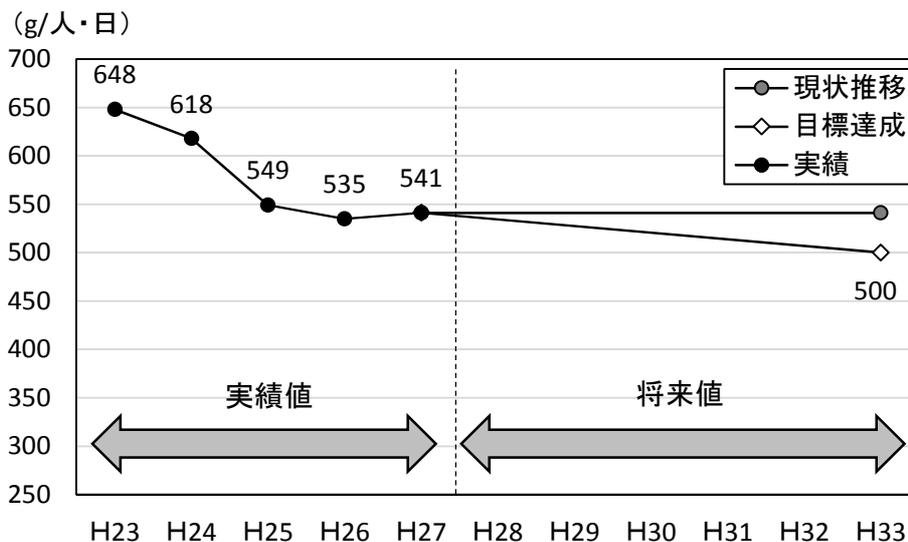


図 3-1 家庭系ごみ将来目標

3-2 事業系ごみの減量目標

事業系ごみは、事業所の新たな立地により増加傾向にあります。今後もホテル等の新たな事業所の立地が予定されており、それに伴う事業系ごみ量の増加が予想されます。

一方で事業所においても 4 R の取組みが進みつつあり、今後は、中小の事業所や新たに立地される事業所も含め、更なる 4 R の推進により、各事業所からのごみ排出量の削減を目指すこととし、5 年後に現状のごみ排出量以下とすることを目指します。

平成 33 年度までに現状以下の削減をします。

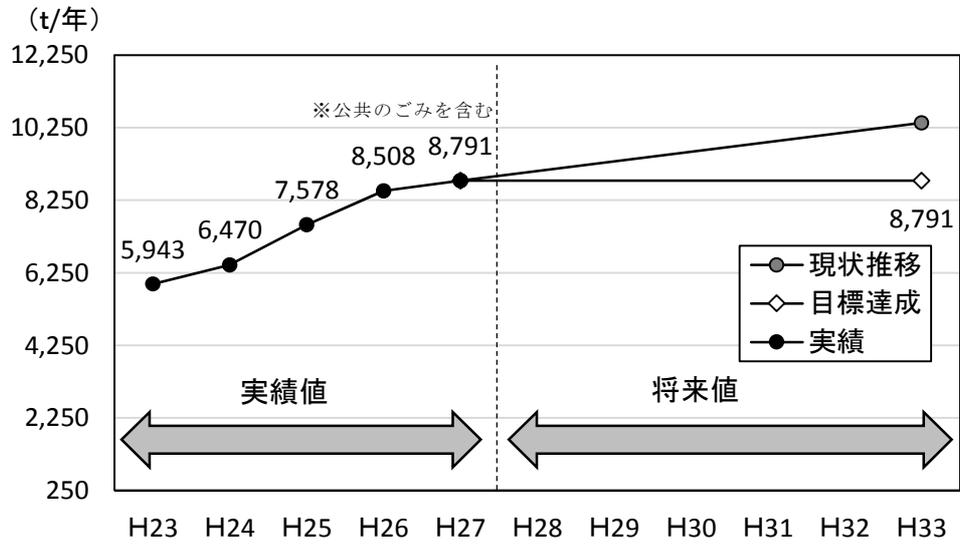


図 3-2 事業系ごみ将来目標

第 4 章 基本理念の実現に向けた基本施策

第 4 章では、前章の基本理念の下、ごみ処理の課題解決に向けた取組むべき行政の方策について定めます。

第 1 節 施策の体系

基本方針に基づいて施策の体系を以下のとおりとします。

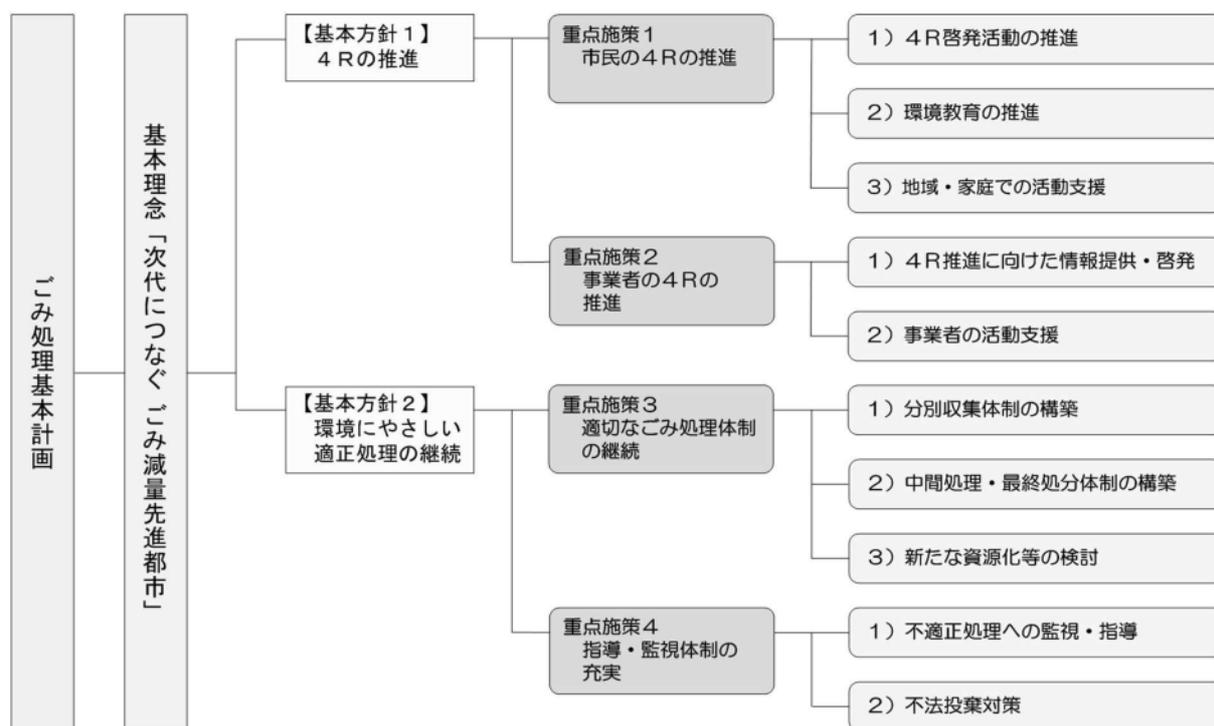


図 4-1 施策の体系図

第 2 節 ごみ処理の施策

2-1 施策の内容

【基本方針 1】 4 R の推進

重点施策 1 市民の 4 R の推進

市民による「4 R」を継続して推進します。再利用推進のための分別の徹底、再使用の意識付けの拡大が必要です。ごみ減量に関する「断る (Refuse)」や「減らす (Reduce)」とあわせて情報提供、啓発も強化します。

1) 4 R 啓発活動の推進

4 R を中心として、ごみの発生・排出抑制、分別の徹底に向けた情報提供の継続、啓発の強化を推進します。

現在の市の取組みを知らない人も未だに多いため、市民に伝えるための啓発活動を強化します。

2) 環境教育の推進

「常滑市ごみ減量化推進計画 2012」に基づき、学校の授業などでの環境学習を継続しています。更なる意識の向上を図るためにも、環境教育の拡大・充実が必要です。

また、子供だけでなく、大人に対する学習機会の創設を検討します。

3) 地域・家庭での活動支援

ごみ問題は市民 1 人 1 人が意識をもって自発的に取り組むことが重要となります。今後も自発的な活動を推進し、市民による分別や自主的なリサイクル活動の促進と支援を図ります。特にごみの中で重量が大きい生ごみについては、家庭での生ごみ処理を推進します。

重点施策 2 事業者の 4 R の推進

事業系ごみにおいても「4 R」を推進し、ごみに対する意識の高揚を図っていきます。

1) 事業者の社内的取組みの支援

事業者に対しては自己責任の原則の下、各事業所での取組み推進を求めています。事業活動の活発化、事業所の増加により事業系のごみ量は増加しており、事業所に対する指導、情報提供の充実を図る必要があります。事業系ごみの発生抑制・資源化を推進するため、事業者との情報交換に努め、情報提供や指導啓発により、実態の把握と事業者の行う自主的なごみ減量、資源化の取組みを支援します。

2) 事業者の社外的取組みの支援

事業者自らが行う資源回収等の取組み支援を行います。

【基本方針2】環境にやさしい適正処理の継続

重点施策3 適切なおみ処理体制の継続

環境への配慮が徹底されたごみ処理体制を充実させるための取組みを進めます。

1) 分別収集体制の構築

収集運搬体制の維持と改善の中で資源物の分別回収のあり方についても継続的に検討し、ごみの種類や状態等に応じた適切で効率的な分別収集・運搬体制の構築を図ります。また、高齢化による影響に配慮した取組みを検討します。

2) 中間処理・最終処分体制の構築

現在はクリーンセンター常武で適切な処理を進めていますが、今後新たに整備される広域処理施設においても、適正処理の継続を推進します。

3) 新たな資源化等の検討

剪定枝、食用油等リサイクルに向けて新たに取組んでいます。今後も新たな処理技術について検討し、必要に応じて資源化を進めます。

重点施策4 指導・監視体制の充実

不法投棄等の不適正な行為を未然に防止するため、監視体制の充実や適切な指導を実施します。

1) 不適正処理への監視・指導

不適正な処理及びルール違反の排出等に対して指導を実施します。

2) 不法投棄対策

不法投棄に対する監視、指導を継続します。必要に応じて特に問題となっている地域、事項を明らかにし、個別に対応します。

2-2 具体的な取組み

本計画とあわせて、前期行動計画として「常滑市ごみ減量化推進計画 2017」を策定し、今後5年間で実施する市民及び事業者向けの具体的な減量施策は、同計画によるものとします。

また、6年目以降に関しては、後期行動計画を策定します。

第 5 章 将来のごみ処理体制

第 5 章では、将来のごみ処理方法、その他ごみの処理に関し必要な事項、進行管理計画について示します。

第 1 節 将来のごみ処理方法

1-1 収集運搬計画

(1) 分別区分

① 家庭系ごみ及び資源物の分別区分

ごみの分別区分は、表 5-1 に示すとおり、基本的に現状どおりとします。なお、広域での処理及び社会情勢により、必要に応じて分別区分の見直しを検討します。

表 5-1 将来の分別区分〔再掲〕

分別区分	ごみの内容 (例)	
もえるごみ	生ごみ・貝がら、刈草・木くず、プラスチック製品、資源にならない紙類、革製品・ゴム製品、紙おむつ、ぬいぐるみ、座布団、ペット用のトイレ砂	
もえないごみ	スプレー缶、プラスチックと金属の複合品、電池、小型家電、缶類(飲料缶を除く)、金属類、ライター 〔コード・針金類〕針金、ハンガー(金属製)、コード 〔陶器・ガラス類〕コップ・ガラス類、食器、陶器類、電球、油のびん、薬品のびん(中身が液体、ゲル状のもの)	
資源物	アルミ缶	アルミ缶(飲料缶のみ)
	スチール缶	スチール缶(飲料缶のみ)
	茶色びん	茶色びん
	無色透明びん	無色透明びん
	その他びん	その他びん
	生きびん	生きびん
	新聞	新聞、折込みチラシ
	雑誌	雑誌、本、雑がみ
	ダンボール	ダンボール
	紙パック	紙パック(内側が白色のもの)
	布類	衣類、毛布
	ペットボトル	ペットボトル
	プラスチック製容器包装	カップ・パック・トレイ類、ボトル類、ふた・キャップ類、ラップ・フィルム類、袋・ネット類、発泡スチロール
	紙製容器包装	紙製容器包装
	刈草・剪定枝	刈草・剪定枝
粗大	〔家具類〕 〔家電類〕(家電リサイクル法対象物は除く) 〔寝具・布団〕 〔スポーツ用品・楽器〕 〔その他〕自転車、ベビーカー、畳	

②事業系ごみ及び資源物の分別区分

基本的に現状どおり家庭系ごみと同じ分別区分とします。

(2) 収集方式

①家庭系ごみ及び資源物の収集方式

家庭系ごみ及び資源物の収集方式は現状と同様とします。

近年収集を開始した刈草・剪定枝、木製粗大の収集頻度や排出方法については、収集や排出の利便性にも配慮して随時見直しを検討していきます。

また、減量施策の進捗とごみ排出量の状況、広域化の状況を見据えつつ、必要に応じてごみ処理手数料の見直しについて、収集方法と併せて検討するものとします。

ごみ出しが困難な方に対し、市の許可を受けた収集業者が玄関先まで訪問し、家庭系ごみを有料で収集します。

②事業系ごみ及び資源物の収集方式

事業系ごみは、現状と同様、許可業者と自己搬入により行います。

また、引き続き、事業系ごみの処理手数料の適正化についても検討していきます。

(3) 家庭系ごみの収集運搬量

家庭系ごみの収集運搬量（委託業者分）は、表 5-2 に示すとおりです。

表 5-2 収集運搬量（委託業者分）の見込み

(単位：t/年)

	H27	H33	H38
	基準年度	中間目標年度	最終目標年度
もえるごみ	8,959	8,625	8,728
もえないごみ(処分場)	213	162	164
資源物	1,994	2,315	2,343

1-2 中間処理計画

(1) 中間処理方式

平成 33 年度までは、現状どおりの処理方法とします。

平成 34 年 4 月より、2 市 3 町(半田市、常滑市、南知多町、美浜町、武豊町)での広域処理を行う施設整備を計画しています。

表 5-3 新広域ごみ処理施設の概要

所在地	武豊町字一号地 11 番地 1 地内	
処理施設	熱回収施設	不燃・粗大ごみ処理施設
処理能力	283 t / 24 h	14 t / 5 h
処理方法	全連続燃焼式焼却炉(ストーカ式)	二軸せん断破碎機 高速回転式破碎機
竣工	平成 34 年度	

(2) 中間処理量

中間処理量は、表 5-4 及び表 5-5 に示すとおりです。

表 5-4 熱回収施設処理量の見込み

(単位：t/年)

		H27 基準年度	H33 中間目標年度	H38 最終目標年度
処理	家庭系もえるごみ	9,992	9,620	9,735
	事業系もえるごみ	8,286	7,526	7,526
	粗大ごみ処理施設 からの可燃物	859	683	690
	計	19,137	17,829	17,951
処理後	焼却残渣	2,569	2,393	2,409

表 5-5 不燃・粗大ごみ処理施設処理量の見込み

(単位：t/年)

		H27 基準年度	H33 中間目標年度	H38 最終目標年度
処理	家庭系もえないごみ	1,087	863	873
	事業系もえないごみ	175	140	140
	計	1,262	1,003	1,013
処理後	可燃物	859	683	690
	焼却残渣	177	141	142

1-3 最終処分計画

(1) 最終処分方式

最終処分方式は、基本的に現状どおりとし、現有の最終処分場で埋立処分するものとします。さらなる減量化を推進し、最終処分場の延命化を図っていきます。

(2) 最終処分量

最終処分量は、表 5-6 に示すとおりです。

表 5-6 最終処分量の見込み

(単位：t/年)

	H27	H33	H38
	基準年度	中間目標年度	最終目標年度
埋立ごみ	485	333	337
焼却残渣	2,569	2,393	2,409
破碎残渣	177	141	142
計	3,231	2,867	2,888

1-4 将来のごみ処理の流れ

平成 34 年以降、広域処理施設整備後のごみ処理の流れは以下のとおりとなります。

家庭系ごみのもえるごみ、もえないごみ(一般持ち込みの一部)、粗大ごみ(一般持ち込みの一部)、事業系ごみのもえるごみ、もえないごみ、粗大ごみ(一部持ち込みの一部)、粗大ごみ(一部持ち込みの一部)が、資源回収ステーションにて選別された後に、可燃残渣が広域処理施設に搬入されます。

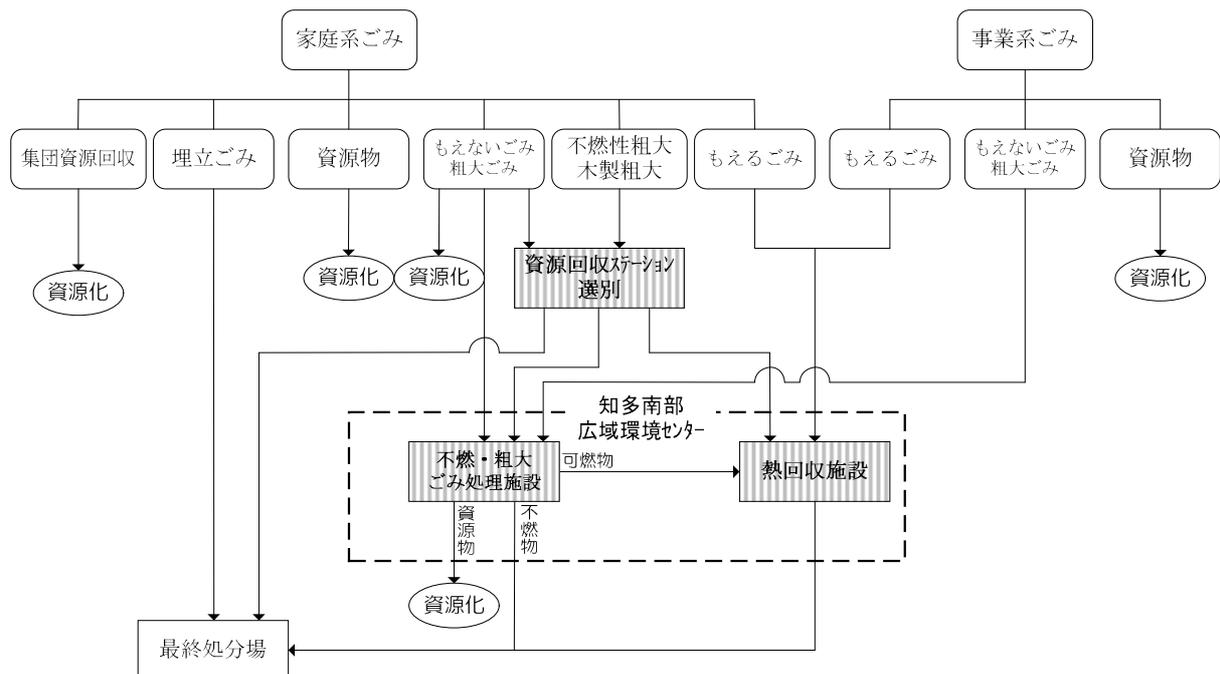


図 5-1 将来のごみ処理の流れ (平成 34 年度以降)

第 2 節 その他ごみの処理に関し必要な事項

2-1 市で処理しない廃棄物に対する対処方針

人体や環境に深刻な影響を及ぼす恐れのある廃棄物や、ブロック、タイヤなど適正な処理が困難な廃棄物については、収集、処理を行わないものとします。ただし、その適正な処理先、処理方法については市民に十分な周知徹底を行い、適正処理を推進します。

表 5-7 処理の方法

排出禁止物	品目	処理の方法
有害性、危険性又は引火性のある物	ガスボンベ、消火器、農薬、ペンキ等	排出者が販売店、専門業者等に処理を依頼する
容量又は重量の著しく大きい物	ドラム缶、FRP 製品等	
適正処理困難物	タイヤ等	
市の廃棄物の処理に支障を及ぼすおそれがあると認める物	二輪車、原動機付きの機械等	

2-2 災害廃棄物対策

大規模地震や風水害等の自然災害が発生した際には、一時的に大量の廃棄物が発生するため、市地域防災計画を基に、がれき等の災害廃棄物を処理し、生活環境の汚染防止に努めます。

また、東日本大震災等大規模な災害など、従来の想定を超える災害が発生した際にも、迅速かつ計画的に大量の災害廃棄物を処理するための災害廃棄物処理計画を策定するとともに、周辺市町の協力はもとより、県内外の多方面かつ広域的な連携や民間業者との協力体制を構築していきます。

第 3 節 進行管理計画

3-1 進行管理

本計画を効果的・効率的に推進していくために、計画の目的や目標を市民・事業者・行政の三者が共有し、それぞれが自らの役割と責任をしっかりと意識した上で、取組むことにより、目標の達成を目指します。

毎月及び毎年度ごみ処理の状況について公表するとともに、それぞれの目標や具体的施策の進捗状況を随時把握し、評価します。本計画の進行管理においては、以下に示す Plan (計画の策定)、Do (実行)、Check (評価)、Action (見直し) のいわゆる PDCA サイクルにより継続的に検証、見直し、評価を行っていくものとします。

定期的な点検を行いながら、5年目の中間目標年度及び10年目の最終目標年度においては、計画全体の評価と見直しを行います。

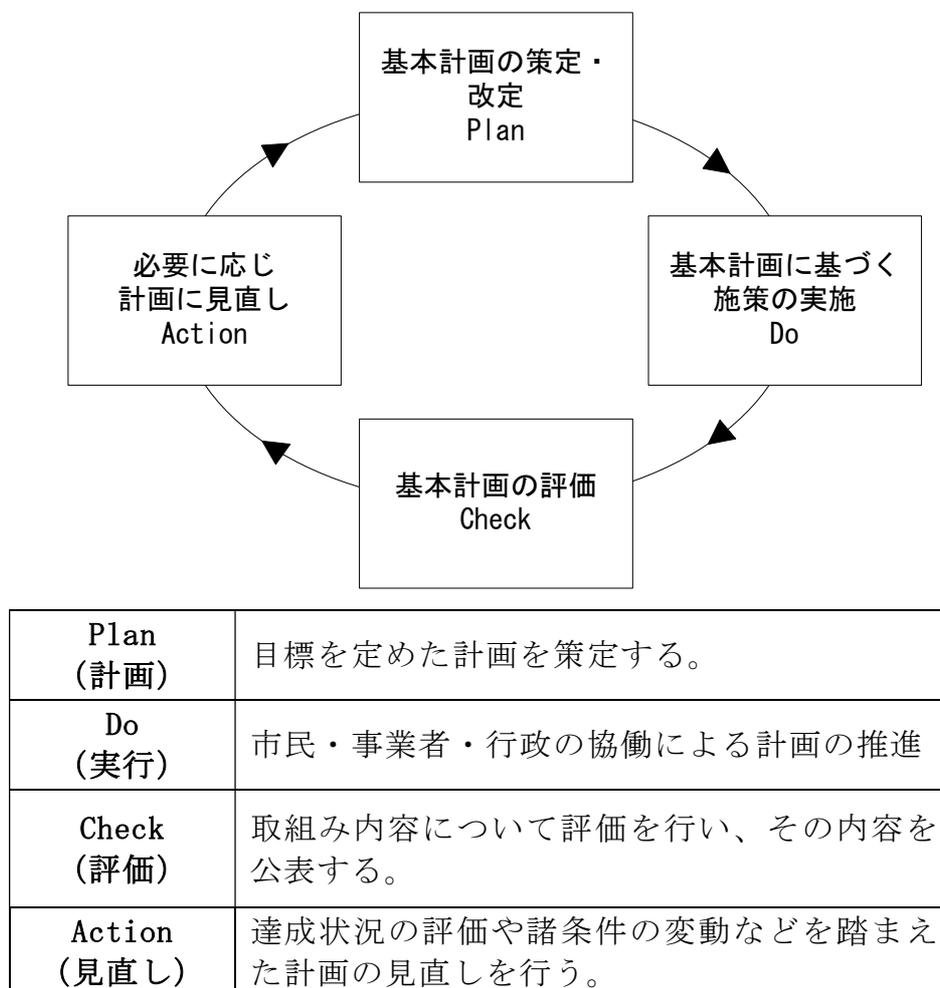


図 5-2 計画の進行管理

(1) 市民向け施策進行管理

今後5年間は、別で定める前期行動計画「常滑市ごみ減量化推進計画2017」に基づき、施策を進行します。毎年度実施状況について管理公表するとともに、3年経過時には同計画の進捗状況について、アンケート調査等を実施・評価し、必要に応じて市民による検討部会を立上げ見直し等を行います。

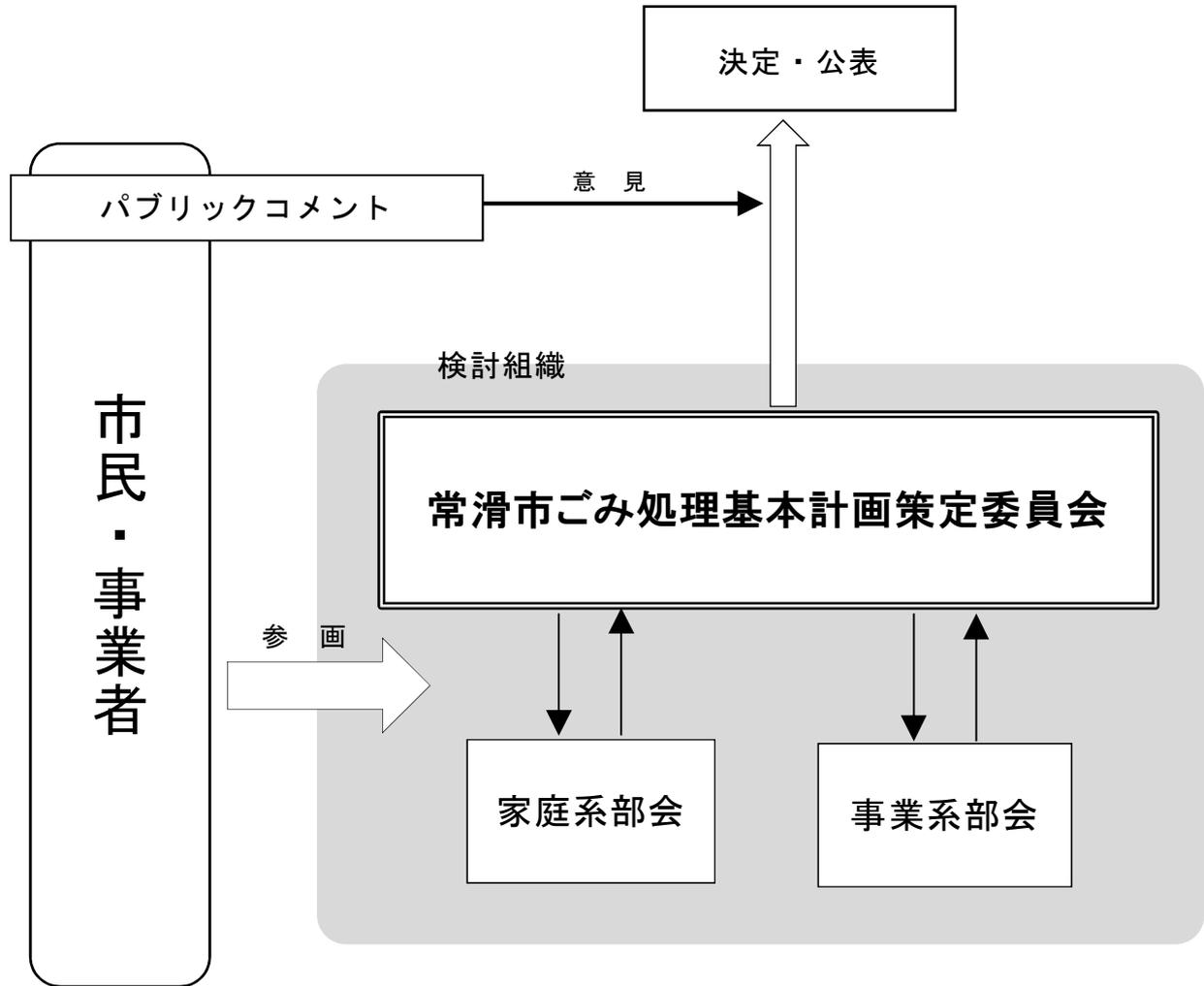
6年目以降については、前期行動計画の評価を踏まえて、新たに後期行動計画を定め、進行管理するものとします。

(2) 事業者向け施策進行管理

事業者向け施策についても、今後5年間は、別で定める前期行動計画「常滑市ごみ減量化推進計画2017」に基づき、施策を進行します。市内事業者とも情報交換をしながら具体化を進め、3年経過時には同計画の進捗状況について検討、評価を行います。

資 料 編

常滑市ごみ処理基本計画策定体制



常滑市ごみ処理基本計画策定委員会

常滑市ごみ処理基本計画策定委員会設置要領

(目的)

第1条 常滑市ごみ処理基本計画の策定に当たり、計画に盛り込むごみ減量に向けた取組み及び再資源化の推進等について市民、事業者及び行政が協働して検討を行うため、常滑市ごみ処理基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 委員会は常滑市ごみ処理基本計画に関する事項について検討を行う。

(委員)

第3条 委員会は20名以下として、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 一般委員
- (2) 商工会議所
- (3) 事業者
- (4) 収集運搬業者
- (5) 中間処理業者

(委員長の選任)

第4条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は常滑市環境経済部長とする。

(任期)

第5条 委員の任期は平成29年3月31日までとする。

(会議)

第6条 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員長は、必要に応じて部会を設置することができる。

3 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求めることができる。

(報酬)

第7条 委員は無報酬とする。

(庶務)

第8条 委員会に関する庶務は、環境経済部生活環境課において処理する。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、会議の運営に関し、必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成28年7月27日から施行する。

2 この要領は、第1条の目的を達成したときに、その効力を失う。

【常滑市ごみ処理基本計画策定委員会名簿(第3条関係)】

(敬称略)

役職等	氏名	所属	部会
委員長	竹内洋一	常滑市 環境経済部長	—
委員	岡村雅一	コストコホールセールジャパン株式会社 アドミニストレーション マネージャー	事業系
〃	青木淳浩	イオンリテール株式会社 イオンスタイル常滑 人事総務課長	〃
〃	岡田拓也	イオンモール株式会社 イオンモール常滑 ゼネラルマネージャー	〃
〃	野呂匡 第1回	株式会社LIXIL 常滑総務グループ グループリーダー	〃
〃	佐々木俊勝 第2回、第3回	株式会社LIXIL 人事総務部 総務グループリーダー	〃
〃	神田幸信	中部国際空港株式会社 地域・環境グループ 課長	〃
〃	濱島千尋	常滑商工会議所 総務課	〃
〃	渡辺大輔	公益社団法人 常滑市シルバー人材センター	〃
〃	山下圭一	常滑市社会福祉協議会 事務局	〃
〃	松下澄子	530とこなめ 会長	家庭系
〃	水上幸枝	530とこなめ 書記事務局	〃
〃	片山涼子	530とこなめ	〃
〃	柴田昌光	530とこなめ	〃
〃	盛田和正	530とこなめ	〃
〃	中野範子	ボランティア連絡協議会	〃
〃	中井三従美	エコにこクラブ	〃
〃	杉江康司	有限会社常滑塵芥清掃社 専務	事業系 家庭系
〃	大鹿臣樹	トーエイ株式会社 取締役	〃
〃	中川広信	株式会社テクア 企画管理室長	〃
〃	梶田幸司	有限会社藁重紙プレスセンター 業務統括責任者	〃

20名

【審議過程】

開催日		主な審議事項
第1回	平成28年7月27日	・常滑市ごみ処理基本計画を踏まえたごみ処理の現状について
第2回	平成28年11月16日	・常滑市ごみ処理基本計画（案）について
第3回	平成28年11月29日	・常滑市ごみ処理基本計画（案）について ・常滑市ごみ減量化推進計画2017（案）について

家庭系・事業系部会

常滑市ごみ処理基本計画策定委員会部会設置要領

(目的)

第1条 常滑市ごみ処理基本計画の策定に当たり、5か年の具体的な取組み項目を策定するため、部会を設置する。

(部会員)

第2条 部会は家庭系部会と事業系部会を設置する。構成は策定委員及び策定委員が推薦し、策定委員長が委嘱した者とする。

なお、部会員の代理出席を認める。

(部会長の選任)

第3条 部会に部会長を置く。

2 部会長は家庭系、事業系ともに常滑市生活環境課長とする。

(任期)

第4条 委員の任期は平成29年3月31日までとする。

(会議)

第5条 部会は、必要に応じて部会長が招集する。

2 部会長が必要と認めるときは、策定委員長の承諾を得て、部会員以外の者に部会への出席を求めることができる。

(庶務)

第6条 部会に関する庶務は、環境経済部生活環境課において処理する。

(その他)

第7条 部会の運営に関し、必要な事項は策定委員長の承諾を得て、部会長が別に定める。

(1) 家庭系部会

【家庭系部会名簿(第2条関係)】

(敬称略)

役職等	氏 名	所 属
部会長	谷 川 宜 隆	常滑市 生活環境課長
委 員	渡 辺 大 輔	公益社団法人 常滑市シルバー人材センター
〃	山 下 圭 一	常滑市社会福祉協議会 事務局
〃	松 下 澄 子	530とこなめ 会長
〃	水 上 幸 枝	530とこなめ 書記事務局
〃	片 山 涼 子	530とこなめ
〃	柴 田 昌 光	530とこなめ
〃	盛 田 和 正	530とこなめ
〃	井 上 健 一	ボランティア連絡協議会
〃	杉 浦 敏 行	ボランティア連絡協議会
〃	大 地 建 興	ボランティア連絡協議会
〃	中 野 範 子	ボランティア連絡協議会
〃	中 井 三 従 美	エコにこクラブ
〃	杉 江 康 司	有限会社常滑塵芥清掃社 専務
〃	大 鹿 臣 樹	トーエイ株式会社 取締役
〃	神 谷 俊 廣	トーエイ株式会社 営業係長
〃	平 村 圭 雨	株式会社テクア 清掃課 兼 業務課 課長
〃	梶 田 幸 司	有限会社藁重紙プレスセンター 業務統括責任者

18名

【審議過程】

開催日		主な審議事項
第1回	平成28年8月11日	・市民アンケート設問事項の確認 ・資源物分別体験
第2回	平成28年8月18日	・市民アンケート設問事項の確認
第3回	平成28年9月7日	・常滑市ごみ減量化推進計画2012の検証 ・常滑市ごみ減量化推進計画2017について
第4回	平成28年9月12日	
第5回	平成28年10月6日	・市民アンケートの集計結果について ・常滑市ごみ減量化推進計画2017について
第6回	平成28年10月11日	・プラスチック製容器包装処理工場見学

(2) 事業系部会

【事業系部会名簿(第2条関係)】

(敬称略)

役職等	氏 名	所 属
部会長	谷 川 宜 隆	常滑市 生活環境課長
委 員	岡 村 雅 一	コストコホールセールジャパン株式会社 アドミニストレーション マネージャー
〃	青 木 淳 浩	イオンリテール株式会社 イオンスタイル常滑 人事総務課長
〃	岡 田 拓 也	イオンモール株式会社 イオンモール常滑 ゼネラルマネージャー
〃	野 呂 匡	株式会社L I X I L 常滑総務グループ グループリーダー
〃	神 田 幸 信	中部国際空港株式会社 地域・環境グループ 課長
〃	濱 島 千 尋	常滑商工会議所 総務課
〃	杉 江 康 司	有限会社常滑塵芥清掃社 専務
〃	大 鹿 臣 樹	トーエイ株式会社 取締役
〃	中 川 広 信	株式会社テクア 企画管理室長
〃	梶 田 幸 司	有限会社藁重紙プレスセンター 業務統括責任者

11名

【審議過程】

開催日		主な審議事項
第1回	平成28年8月30日	<ul style="list-style-type: none"> ・事業系ごみの現状について ・ごみ減量及び資源化への取組みについて

常滑市ごみ減量化推進計画

2017

常滑市ごみ減量化推進計画 2017

(平成 29～33 年度)

平成 29 年 3 月

常 滑 市

目 次

I	家庭系ごみ	1
1	家庭系ごみの現状	1
2	計画の位置づけと期間	1
3	基本方針	2
4	目標値の設定とスローガン	3
5	市と市民の役割	4
6	今後の取組み	5
	常滑市ごみ減量化推進計画 2017（家庭系ごみ）取組項目	6
II	事業系ごみ	8
1	事業系ごみの現状	8
2	計画の位置づけと期間	8
3	基本方針	8
4	今後の取組み	9

I 家庭系ごみ

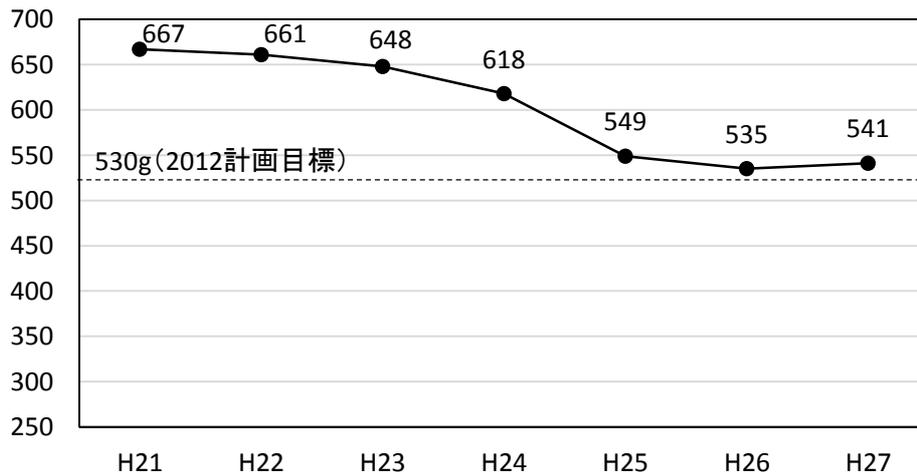
1 家庭系ごみの現状

常滑市では「常滑市ごみ減量化推進計画 2012」を策定し、4 Rの推進による循環型社会の形成を進めてきました。その結果、市民1人1人のご協力の下、1人1日当たりのごみ量は、667g（平成21年度）から最小値として535g（平成26年度）まで削減することが出来ました。

一方で、当初目標として掲げていた530gの達成には至っておらず、また、近年は減少から横ばいの傾向に転じている状況があります。

今後は4 Rの取組みに対する市民1人1人の意識を維持していくとともに、まだごみへの関心の低い方々も巻き込んで、全市民が高い意識とごみへの認識をもった常滑市を目指し、より一層の取組みを進めることが必要と考えます。

(g/人・日) 常滑市1人1日当たりの家庭系ごみ排出量(資源除く)



2 計画の位置づけと期間

本計画は、市の中長期計画である「常滑市第5次総合計画」、「ごみ処理基本計画」の実現に向けた今後5年間の**家庭系におけるごみ減量**の取組みを定めるものです。市民が自らの責任のもと、4 R行動を実践する具体的行動を示すとともに、市がその行動を促すために実施する取組み内容を示します。

計画期間：平成29年度～平成33年度の5年間

3 基本方針

資源循環型社会の形成を目指し、4Rを推進してきました。4Rの考え方を維持しながら、さらに全市民に広げていくことが今後重要となると考えます。そのため「4Rの推進」に加え、まだ関心が低い市民への「浸透」を基本方針として取組みを進めます。

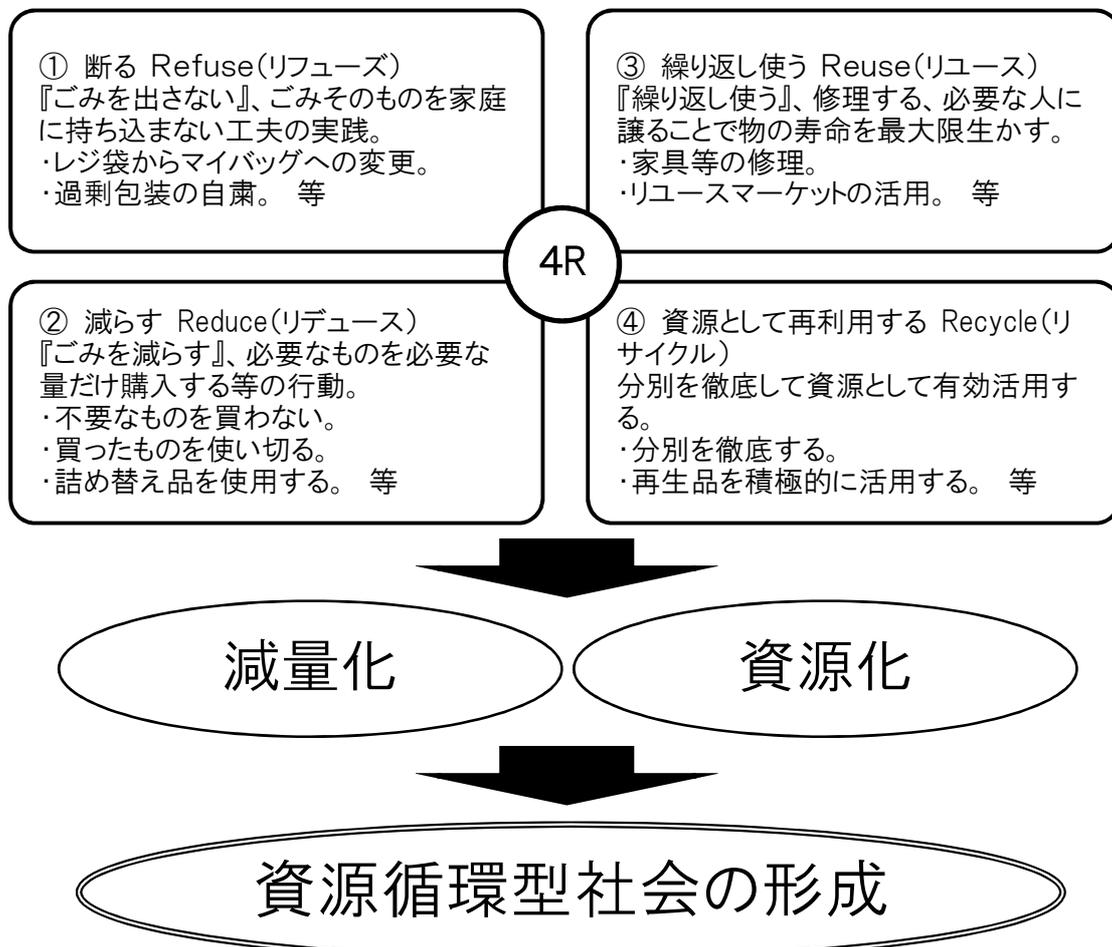
基本方針：4Rの「推進」と「浸透」

【4R(よんあーる)とは】

次の4つの行動について英語表記の頭文字となる4つのRを取って「4R」と呼び、循環型社会を形成するために実施する行動を示します。

4Rには優先順位があり、①～④の優先順に実行します。

- ①「断る」:ごみになる包装などを「断る」ことで家庭に持ち込まない(Refuse)
- ②「減らす」:必要な分だけ買うなどごみになるものを「減らす」(Reduce)
- ③「繰り返し使う」:不要になったものを修理する等「繰り返し使う」(Reuse)
- ④「資源として再利用する」:分別して「資源として再利用する」(Recycle)



4 目標値の設定とスローガン

(1) 目標値

計画最終年度（平成 33 年度）の 1 人 1 日当たりのごみ量目標値を、平成 27 年度の 541 g に対して、約 40 g 減の 500 g に設定し、期間内での達成に向けて取組みます。

1人1日当たりのごみ量目標値

年度	H29	H30	H31	H32	H33
目標値					500g

(2) スローガン

『 4R とこなめ チャレンジ500 』

気が付けば わたしが主役 ごみ減量

市民と市が協力しながら 4 R に引き続き取組むことで、1 人 1 日当たりの家庭ごみ排出量を 5 0 0 g とする新たな目標を掲げます。

現在も多くの市民の心がけと行動により、ごみ減量は大きく進んでいます。今後はその状況を維持し、発展させていくことが、常滑市の環境をより良いものにするとともに、自分達だけでなく、新しく生まれてくる次世代の人達に快適な環境を引き継ぐこととなります。

ごみ減量は市民 1 人 1 人の行動によって実現します。今の取組みのもう一歩先を目指した行動や、自らだけでなく、まわりにもその輪を広げていく行動で、より一層のごみ減量を図ることができると考え、高い目標に挑戦します。

その上で、市内の各地域、家庭、学校、団体等でごみ減量の取組みを展開するに当たり、統一的な意識付けとなるスローガンを掲げます。

家庭ごみの減量化・資源化を実現するためには市民の取組みこそが最重要であり、市民の協力無くしては推進できません。そこで市民と市が役割を分担し、協働しながらそれぞれが主体者として計画を推進します。

5 市と市民の役割

4Rの取組みは市民1人1人が、自分達の問題としてごみに対して責任を持って行動することが重要です。これまでの取組みにより、市民の意識は高まってきていますが、まだ、意識の差も見られ、より一層広げていくことが必要です。そのため、全市民に4R行動を伝え、意識を向上させ、行動の輪を広げていきます。

① 市民の役割

市民はごみの排出者であるため、市民が行動しない限り、ごみの減量化や資源化は実現されません。

市民1人1人が自らの責任を理解し、普段の生活の中で「断る」「減らす」「繰り返し使う」「資源として再利用する」4Rの行動を積極的に実践することが重要です。

また、市が行う取組みに対して積極的に協力するとともに、周りの人達にもその行動を広げていくこと、より良いあり方について考え、自発的な取組みの中から市の支援、協力を引き出し、市との協働によりごみの減量化、資源化を実現することが重要となります。

② 市の役割

4Rの取組みは、市民の行動であり、市としては市民の意識改革を促すことが重要な役割となります。そのために、ごみの状況を把握し、その情報を詳細に市民に伝え、積極的な問題提起をすること、問題解決に向けた取組み方法などの情報を市民に提供すること、市民とのコミュニケーションの場を設け、市民が抱える問題やより良いあり方などの情報を共有することなど、市民に寄り添い、市民のパートナーとしてその行動を支えていく施策を実施します。

また、今後の高齢化の進行やライフスタイルの変化などに配慮し、仕組み、体制についてもより良いあり方を検討し、改善に努めます。

6 今後の取組み

本計画は上位計画である「ごみ処理基本計画」の重点施策に沿って、取組項目を選定し、取組んでいきます。

重点施策1 市民の4Rの推進

1) 4R啓発活動の推進

「4R」を継続して推進します。再利用のための分別の徹底、再使用の意識付けの拡大等、ごみ減量に関する情報提供、啓発を強化します。

2) 環境教育の推進

ごみ減量への意識向上を図るため、環境教育を継続して実施します。

3) 地域・家庭での活動支援

市民1人1人の意識向上に努め、自発的な取組みを推進します。特に「生ごみ」の家庭処理を推進します。

重点施策2 適切なおみ処理体制の継続

1) 分別収集体制の構築

これまでの減量・リサイクルのための体制整備を改善し、発展することに努めます。

2) 中間処理・最終処分体制の構築

新たなおみ処理施設の整備・運営が適正に行われるよう、市民への情報提供を推進します。

3) 新たな資源化等の検討

さらなる資源化の向上を図るため、新たな資源化の検討を行います。

重点施策3 指導・監視体制の充実

1) 不適正処理への監視・指導

不適正処理に対する監視、指導を継続します。特に問題となっている地域・事項を明らかにし、個別に対応します。

2) 不法投棄対策

不法投棄に対する監視を強化継続します。

上記重点施策のもと、今後5年間で取組む『取組項目』を次に示します。

常滑市ごみ減量化推進計画2017(家庭系ごみ) 取組項目

重点施策	区分	項目	内容	主体	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
4Rの啓発活動の推進	新規	不要になりそうな物の例示・PR	・店でもらえる不要になりそうなもの(箸、おしぼり、靴の箱等)を例示をして、気づきを与える。	市民・市	実施		検証		
	新規	食品ロスの削減	・家庭ごみに含まれる食品廃棄の削減及び、「※3010運動」を周知(飲食店への啓発物の配布、運動協力店の募集)して、食べ残しの削減に取り組む。 ※3010運動…飲食店等での会食や宴会時に、最初の30分と最後の10分は自分の席で食事をし、食べ残しを減らす運動	市民・市	実施		検証		
			・家庭で冷蔵庫の中のを定期的にチェックすることにより、あるものを使いきり、不要なものを買わない行動を奨励し、実施方法の紹介等に取り組む。	市民・市	実施		検証		
	新規	ごみアプリの導入	・知りたいごみの情報をすぐに調べられるように、スマホアプリを導入する。	市	実施		検証		
	発展	ごみ減量説明会の開催	・ごみ減量の意義や分別の仕方について、市民にむけた説明会を開催する。	市民・市	実施		検証		
	発展	回収資源の再利用状況の公表	・回収された資源がどのように再利用されているかを周知するとともに、出し方(持っていく際の方法)など関連情報も提供する。	市民・市	実施		検証		
	発展	リユース意義のPR	・リユースの意義について啓発を行う(広報・チラシ・HP・イベント)。	市	準備	実施	検証		
	継続	不要品情報の拡充	・ネット上掲示板サイトの活用を誘導する。	市民・市	実施		検証		
	継続	外国人への周知	・外国人の雇用事業主等への周知・PRを実施する。	市	実施		検証		
			・ごみ袋の表示を多言語化する。	市	実施		検証		
	継続	キャンペーン活動の実施	・市内のイベントに啓発ブースを出展して、ごみ減量についてのPRを実施する。	市民・市	実施		検証		
・実施にあたっては、市民団体への事業委託を導入する。			市民・市	実施		検証			
継続	市民との情報共有	・ごみ量、経費、基金の使途について年度ごとに公表する。計画の推進状況についても公表する。	市民・市	実施		検証			

	重点施策	区分	項目	内容	主体	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	
12	環境教育の推進	継続	学校におけるごみ減量授業の実施	・各小学校の児童に対し、クラス授業または学年集会を通じて、ごみの減量化・資源化の内容を周知する。	市民・市	実施		検証		→	
13		新規	生ごみ減容機器の普及促進	・各家庭での生ごみ減量に向けて、生ごみ減容機器の普及拡大を図る。使用者や取組みを断念した人へのバックアップを行う。	市民・市	実施		検証		→	
14	支地域・家庭での活動	継続	地域におけるごみ減量化等の実証実験	・新しい取組みについて、市内展開する前に効果の確認が必要なものは、特定の地域(行政区、町内単位など)で実証実験を行う。	市民・市	検討	→	準備	→	→	
15		分別収集体制の構築	新規	ごみ出し困難者の支援	・高齢者のごみ出し支援(ごみ出しが困難な方に代わりごみを玄関先まで回収に伺う等)を検討する。	市民・市	検討	→			
				・市内の家庭系一般廃棄物収集運搬許可業者の収集運搬制度(有料)のPRを実施する。	市民・市	実施		検証		→	
16	発展		紙類・プラスチック製容器包装のリサイクルの徹底	・もえるごみへの混入率が高い紙類、プラスチック製容器包装の分別促進を目的にHP、広報等によりPRを実施する。もえるごみへの雑がみ及びプラスチック製容器包装の混入率を平成27年度の数値に対して、平成33年度で半減する。	市民・市	準備	→	実施		検証	→
17		発展	資源回収ステーションの利便性の向上	・回収品目を追加する。	市	準備	→	実施		検証	→
18	体中の処理構築・最終処分	新規	クリーンセンター常武への直接持込みごみ有料化の検討	・武豊町と調整を図り、クリーンセンター常武への持込みごみ有料化を検討する。	クリーンセンター常武	検討・調整	→				
19		新規	最終処分場への持込みごみ有料化の検討	・最終処分場への持込みの有料化を検討する。	市				検討	→	
20	新たな資源	発展	刈草・剪定枝の回収量の増加	・利用者の利便性を高めるため、収集回数、収集期間または収集場所を拡充する。	市	準備	→	実施		検証	→
21	指へ不適監視処理策	新規	不適切排出の対策	・SNS等を活用して、不適切排出があった集積場の状況を公表し、適切な出し方について周知するとともに、状況に応じて監視カメラを導入する。	市民・市	実施		検証		→	
22		継続	不法投棄対策	・不法投棄監視員を引き続き配置する。不法投棄対策として監視カメラを導入する。	市	実施		検証		→	

Ⅱ 事業系ごみ

1 事業系ごみの現状

常滑市では主に空港島及び空港対岸部において、事業活動が活発化しており、人口1人1日当たりの事業系ごみ量は増加傾向にあります。

事業活動に伴って生じる廃棄物については、法により事業者自らの責任において適正に処理することとされており、ごみ減量、資源化についても事業者がそれぞれ独自に進めている状況にあります。市では事業者の取組み状況の把握が進んでいないため、効果的な施策検討のためにも現況把握が課題となっています。

2 計画の位置づけと期間

本計画は、市の中長期計画である「常滑市第5次総合計画」、「ごみ処理基本計画」の実現に向けた今後5年間の**事業系におけるごみ減量**の取組みを定めるものです。

計画期間：平成29年度～平成33年度の5年間

3 基本方針

事業者が自らごみの減量、排出されるごみの資源化の取組みを推進することが重要ですが、事業活動が活発化している状況に対して事業者と市の間で情報共有が進んでいません。

このため、行政として事業者のごみ排出実績や取組み状況の把握と事業者間の情報交換等の促進に努め、事業者の取組みを支援する施策について検討を進めます。

4 今後の取組み

本計画は上位計画である「ごみ処理基本計画」の重点施策に沿って、取組項目を選定し、取組んでいきます。

重点施策 事業者の4Rの推進

1) 事業者の社内的取組みの支援

項目	事業者が排出するごみの現状把握				
概要	大規模な事業所を中心にごみの排出量の実績、減量化及び資源化への取組み、資源化処理先などを調査し、取組状況を把握する。				
主体	事業者・市				
スケジュール	平成 29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
	準備	実施			

項目	事業者の自主的な取組みの支援				
概要	現状把握の結果を踏まえ、業種ごとに取組める項目を整理し、情報提供することで事業者による4R推進のための取組みを支援する。				
主体	市				
スケジュール	平成 29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
	準備	実施			

2) 事業者の社外的取組みの支援

項目	店頭資源回収の支援				
概要	スーパーの店頭や、事業者が独自に行っている資源回収について、実施状況が把握できていないため、事業者の協力の下、状況を把握し、市民への情報提供を通じてその活動を支援する。				
主体	市				
スケジュール	平成 29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
	実施				

平成 29 年 3 月

発行 常滑市

事務局：常滑市環境経済部生活環境課

〒479-8610 愛知県常滑市新開町 4 - 1

TEL:0569-35-5111 FAX:0569-35-3939

E-mail:seikatsu@city.tokoname.lg.jp